

横浜市駐車場条例の解説

横浜市駐車場条例
横浜市駐車場条例施行規則
横浜市駐車場条例取扱基準

令和8年4月

横浜市

目 次

第 1 章 総則

P 1

- 1 趣旨
- 2 用語の定義

第 2 章 届出等

P 4

- 1 手続きの流れについて
- 2 審査基準及び標準処理期間について
- 3 特例承認申請及び承認等申請について
- 4 その他駐車場設置に関する規定について

第 3 章 附置義務駐車場の台数

P 8

- 1 乗用車駐車場の附置について
- 2 荷さばき駐車場の附置について
- 3 自動二輪車駐車場の附置について
- 4 適用除外の建築物について
- 5 増築又は用途変更の場合について

第 4 章 附置義務駐車場の規模・構造

P 16

- 1 駐車ますの大きさについて
- 2 出入口の設置禁止位置について
- 3 車路の幅員について

第 5 章 附置義務駐車場の特例

P 20

- 1 敷地外駐車場の基準について
- 2 敷地外駐車場の設置について
- 3 敷地外駐車場の表示について
- 4 定期報告について

参考資料

P 22

附置義務駐車場の台数算定表(1)(2)

横浜市駐車場条例（令和 8 年 2 月改正前）

横浜市駐車場条例施行規則（令和 8 年 3 月改正前）

横浜市駐車場条例施行規則（別表・様式）

横浜市駐車場条例取扱基準（令和 8 年 3 月改正前）

横浜市駐車場条例取扱基準（別図・別記）

横浜市駐車場条例改正（令和 8 年 2 月） 新旧対照表

横浜市駐車場条例施行規則改正（令和 8 年 3 月） 新旧対照表

横浜市駐車場条例取扱基準改正（令和 8 年 3 月） 新旧対照表

第1章 総則

1 趣旨

横浜市駐車場条例（昭和38年10月横浜市条例第33号。以下「駐車場条例」といいます。）は、駐車場法（昭和32年法律第106号）第20条の規定に基づき、路上駐車解消や道路交通の円滑化を目的として、建築主が一定の要件を満たす建築物を新築し、増築し、又は用途変更する場合、その規模に応じて附置しなければならない駐車場における台数、規模、構造等を定めています。

近年、車離れや鉄道網の発達など、自動車交通を取り巻く環境は大きく変化しており、鉄道利便性の高い地域で需要を上回る附置義務駐車場の整備がみられました。また、駐車場（出入口）の増加により、街の魅力や歩行者空間の安全性の低下がみられたため、時代の変化に対応した制度となるよう令和8年2月に駐車場条例を改正しました。

この解説書は、駐車場条例、横浜市駐車場条例施行規則（平成4年3月横浜市規則第28号。以下「施行規則」といいます。）及び横浜市駐車場条例取扱基準（平成7年6月都駐第32号。以下「取扱基準」といいます。）について解説したものです。

なお、令和8年4月1日改訂の本解説書は、令和8年4月1日時点で一部未施行の改正規定があることから、令和8年4月1日時点で未施行の駐車場条例第10条に規定する附置の特例に関する部分（本解説書の第5章）については改正前の内容を掲載しています。また、参考資料において、改正前の駐車場条例、施行規則及び取扱基準を引続き掲載するとともに、駐車場条例、施行規則及び取扱基準の新旧対照表を掲載しています。

2 用語の定義

この解説書において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 附置義務

横浜市域内で一定の要件を満たす建築物を新築し、増築し、又は用途変更する場合に、駐車場条例に基づき駐車場の設置を義務付けるもの

(2) 駐車場

自動車（自動二輪車を含む）の駐車のための施設（※）

(3) 乗用車

おおむね幅2.3m×奥行5mの駐車ますに収まる二輪車を除く自動車

(4) 自動二輪車

道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除きます。）

(5) 機械式駐車場

特殊の装置を用いる駐車場で、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により、大臣認定を受けたもの

（※）電気自動車充電設備を整備し、駐車のために供する部分で利用できるようにする場合であっても、当該部分を附置義務駐車場として扱います。

なお、この際、電気自動車以外の自動車の利用を完全に排除しない場合（例えば、電気自動車を優先する部分とする）であっても同様に扱います。

(6) 駐車場整備地区

駐車場法第3条第1項及び都市計画法第8条第1項に基づき、都市計画決定している地区
(平成10年5月横浜市告示第158号)

中央地区駐車場整備地区	約 755ha	横浜駅周辺、関内・伊勢佐木町周辺、みなとみらい21地区周辺の商業地域、近隣商業地域、工業地域
新横浜北部地区駐車場整備地区	約 85ha	新横浜一丁目から三丁目周辺の商業地域
港北ニュータウン第1駐車場整備地区	約 28ha	港北ニュータウン・センター北地区の商業地域、近隣商業地域
港北ニュータウン第2駐車場整備地区	約 45ha	港北ニュータウン・センター南地区の商業地域、近隣商業地域
戸塚駅周辺駐車場整備地区	約 14ha	戸塚駅周辺の商業地域、近隣商業地域
上大岡駅周辺駐車場整備地区	約 21ha	上大岡駅周辺の商業地域、近隣商業地域

(7) 周辺地区 又は 自動車ふくそう地区

駐車場条例第3条第1項及び第2項に基づき、指定している地区（平成14年4月横浜市告示第125号）

第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域
(以下「1中高、2中高、1住、2住、準住、準工業、工業、工専」といいます。)

※第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、市街化調整区域は含まれません。

(8) 特定用途

駐車場法第20条第1項に規定する自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で、駐車場法施行令第18条で定めるものから共同住宅を除いたもの

特定用途
百貨店その他の店舗、事務所、倉庫、工場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、病院、卸売市場

(9) 非特定用途

特定用途以外の用途

非特定用途
図書館、学校、診療所など

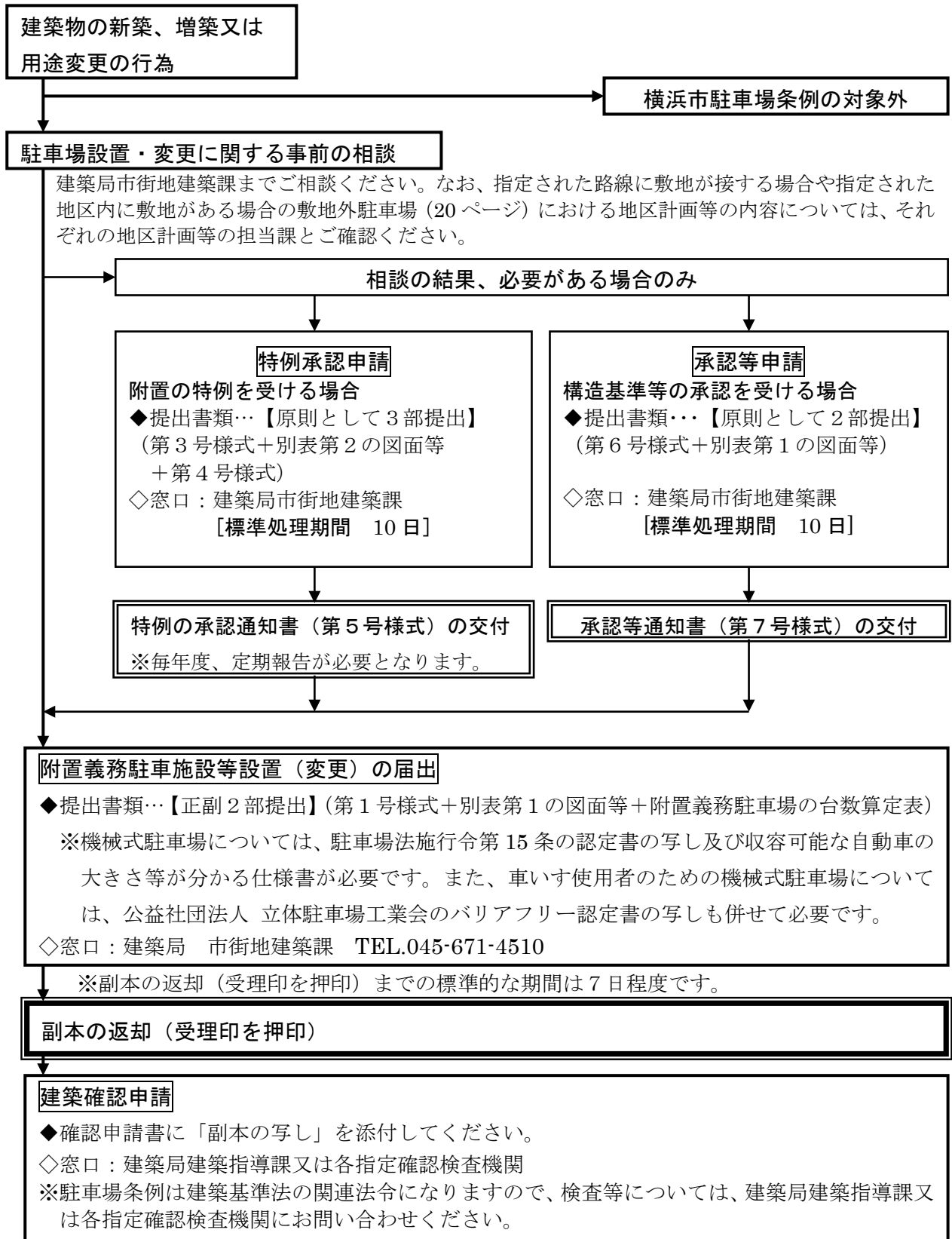
※なお、横浜市 駐車場 条例 における その他の建築物用途の判断は、次のとおりです。

研究所、区役所、銀行、郵便局	事務所	特定用途
配送センター	倉庫	
ライブハウス、区民ホール、興行場	劇場	
ウィークリーマンション及び簡易宿泊所のうち旅館業法に規定する旅館業に該当するもの	旅館	
インターネットカフェ、漫画喫茶	飲食店	
モデルルーム、美術館、博物館、動物園、植物園、水族館	展示場	
勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの	遊技場	
スポーツクラブ、フィットネスクラブ、練習場	体育館	
介護保険法に規定する介護老人保健施設で20床以上のもの	病院	
美容院、理容室、エステティックサロン	非特定用途	
銭湯、サウナ		
動物病院		
診療所		
介護保険法に規定する介護老人保健施設で19床以下のもの		
老人ホームその他の老人福祉法に規定する老人福祉施設		
救護施設		
地域ケアプラザ、コミュニティハウス		
児童相談所、青少年相談センター		
保育所		
小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、予備校、学習塾、各種学校		
下水処理施設、廃棄物中間処理施設、最終処分場、ポンプ場		
自動車車検場		
宗教施設、納骨堂		
巡査派出所		
自動車販売店（販売事務所は「物品販売を営む店舗」又は「事務所」、ショールームは「展示場」、修理工場は「工場」）	各室ごとに判断	
地区センター（図書館は「非特定用途」、体育室は「体育館」、多目的室は「非特定用途」、会議室は「集会場」）		

第2章 届出等

1 手続きの流れについて

駐車場条例は、建築基準関係規定である駐車場法第20条に基づくもので、建築確認と密接な関係があります（建築基準法施行令第9条第6号）。手続きの流れは、おおむね次のとおりです。



2 審査基準及び標準処理期間について

行政手続法(平成5年法律第88号)及び横浜市行政手続条例(平成7年3月横浜市条例第15条)に基づき、審査基準及び標準処理期間(申請がなされてから処分をするまでに通常要すべき標準的な期間)を次のとおり定めています。

(1) 審査基準(特例承認申請)

許認可等事項名	根拠法令	根拠条項	審査基準
建築物の構造又は敷地の位置、規模等による駐車施設等の附置の特例承認	駐車場条例	第10条 第1項及び第5項	取扱基準第3条 取扱基準第5条
2以上の建築物のために一団として設ける場合の駐車施設等の附置の特例承認	駐車場条例	第10条 第2項及び第5項	取扱基準第4条 取扱基準第5条

(2) 標準処理期間

根拠条例等	根拠条項	許認可等に係る事務	標準処理期間
駐車場条例	第10条各項	駐車施設等の附置の特例承認	10日
	第11条第5項	特殊な形態の駐車施設等の承認	
施行規則	第2条第2項	駐車場条例第10条第3項の規則で定める限度の承認	10日
	第4条第3項	駐車施設の出入口の位置の承認	

3 特例承認申請及び承認等申請について

特例承認申請及び承認等申請の対象及び根拠条例等は、次のとおりです。

	対象	根拠条例等
特例承認申請	建築物の構造又は敷地の位置、規模等による駐車施設等の附置の特例	駐車場条例第10条第1項及び第5項 取扱基準第3条、第5条
	2以上の建築物のために一団として設ける場合の駐車施設等の附置の特例	駐車場条例第10条第2項及び第5項 施行規則第2条第1項 取扱基準第4条及び第5条
	建築物から300メートル以内の場所に都市計画駐車場を建設する場合の駐車施設等の附置の特例	駐車場条例第10条第3項及び第5項 施行規則第2条第2項
	共同で荷さばきを行うための駐車施設を整備する場合の荷さばきのための駐車施設の附置の特例	駐車場条例第10条第4項及び第5項

	対 象	根拠条例等
承認等申請	特殊な形態の駐車施設等の承認	駐車場条例第11条第5項 (特殊な形態の駐車施設等について、有効かつ安全に駐車できる場合)
	駐車施設等の出口及び入口の設置の承認	施行規則第4条第3項 (建築物の内容や敷地の条件を勘案し、自動車の通行上支障が無い場合)

4 その他駐車場設置に関する規定について

駐車場条例、施行規則及び取扱基準の規定を遵守するとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、駐車場法（昭和32年法律第106号）、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）、大規模建築物に係る駐車施設等の県警協議その他の関係法令及び指導基準など、あらかじめ把握し当該計画に反映していただくものがありますので、十分留意の上、計画してください。

【駐車場法担当部署：道路・交通政策局交通政策課 TEL. 045-671-3853】

【大規模小売店舗立地法担当部署：経済局商業振興課 TEL. 045-671-2598】

(1) 共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿の駐車場設置基準

共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿（以下「共同住宅等」といいます。）の用途に供する建築物については、横浜市建築基準条例（昭和35年横浜市条例第20号）による駐車場の設置基準があります（駐車場条例には設置基準がありません）。対象となる建築物は、住居の用に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるものとなっています。

駐車場条例の対象となる建築物と共同住宅等が複合している場合は、それぞれの規定に基づき算定を行い、足し合わせた駐車台数を設置してください。

【担当部署：（横浜市建築基準条例）建築局建築指導課 TEL. 045-671-4531】

(2) 横浜市福祉のまちづくり条例

横浜市福祉のまちづくり条例（平成9年横浜市条例第19号）で指定された建築物等を新設又は改修をする場合は、事前協議が必要となります。

【担当部署：建築局市街地建築課 TEL. 045-671-4510】

(3) 横浜市生活環境の保全等に関する条例

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号）により、駐車場の設置者及び管理者は、施設内に駐車する自動車の原動機停止（アイドリング・ストップ）に関して、責務を負うことになっています。

【担当部署：みどり環境局大気・音環境課 TEL. 045-671-2483】

(4) 横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成30年横浜市条例第3号）により、市街化区域内で一定規模以上の集客施設又は共同住宅等を新築又は増築する場合、施設の建築主は当該施設の敷地内（集客施設については、例外規定あり）に、条例で定められた基準に従い算定

した台数以上の自転車駐車を設置することになっています。

【担当部署：道路・交通政策局道路政策課 TEL. 045-671-3644】

第3章 附置義務駐車場の台数

1 乗用車駐車場の附置について

(1) 対象となる建築物【条例第4条及び第6条】

下表①に掲げる地区又は地域内において、②に掲げる面積が、③に掲げる面積を超える場合対象となります。また、同一敷地内の2以上の建築物は一の建築物とみなし(駐車場法第20条第3項)、台数算定時も同様とします。

①	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域	周辺地区又は自動車ふくそう地区 市域の1中高、2中高、1住、2住、準住、準工業、工業、工専の各用途地域 (1低専、2低専と調整区域は含まれません。)
②	特定用途(事務所、倉庫及び工場を除きます。)に供する部分の床面積※	特定用途に供する部分の床面積
③	2,000㎡	2,000㎡

※「部分の床面積」は、建築物の各階の床面積の合計で、駐車場及び自転車等駐車場(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第2条第3号に規定する自転車等駐車場。以下「駐輪場」といいます。)の用途に供する部分を除きます。なお、観覧場にあつては屋外観覧席の面積も含まれます(以下も同様です。)

(2) 附置義務駐車場の台数算定方法【条例第4条及び第6条】

下表④に掲げる用途の部分の床面積を、⑤に掲げる面積で除して得た台数を合計した数値の台数以上とします(小数点以下切上げ)。

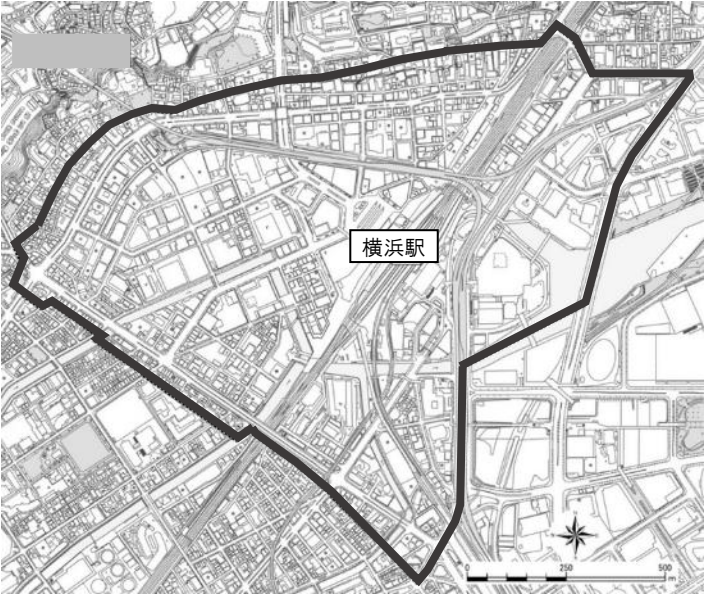
④		⑤	
		駐車場整備地区又は商業地域 若しくは近隣商業地域	周辺地区又は 自動車ふくそう地区
特 定 用 途	百貨店その他の店舗	200㎡	200㎡
	事務所	————	250㎡
	倉庫、工場	————	400㎡
	その他の特定用途	250㎡	250㎡

なお、「横浜駅周辺地区」については、条例第4条ただし書に基づき、⑤に掲げる面積について別途定めています。

(参考) 条例第4条ただし書き(抜粋)

「(略)。ただし、同表の(1)の項に掲げる地区又は地域内で市長が別に駐車施設の附置に係る基準を定める区域において、当該基準に定めるところにより駐車施設を附置した者は、この条本文の規定により附置しなければならない駐車施設を附置したものとみなす。」

「条例第4条ただし書きに基づき市長が別に基準を定める地区（概要）」は以下のとおりです。

【横浜駅周辺地区】	平成28年9月1日時点の「エキサイトよこはま22駐車場整備ルール」の対象範囲を指定しています。	
地区の範囲		
附置義務駐車場の台数算定方法	④	⑤（市長が別に定める基準）
	百貨店その他の店舗 飲食店	300㎡

※上記以外の用途については、P.8下表の基準が適用されます。

(3) 中小規模建築物に対する緩和措置【条例第4条及び第6条】

建築物の延べ面積が6,000平方メートル未満の場合は、下表⑥による緩和率を(2)により算定された台数に乗じて得た台数以上とします（小数点以下切上げ）。

	⑥
駐車場整備地区又は商業地域 若しくは近隣商業地域	$1 - \frac{1,000\text{m}^2 \times (6,000\text{m}^2 - \text{建築物の延べ面積})}{6,000\text{m}^2 \times \text{②に掲げる面積} - 1,000\text{m}^2 \times \text{建築物の延べ面積}}$
周辺地区又は 自動車ふくそう地区	$1 - \frac{6,000\text{m}^2 - \text{建築物の延べ面積}}{2 \times \text{建築物の延べ面積}}$

(4) 大規模建築物に対する逓減措置【条例第5条】

下表⑦の用途のうちいずれか一の用途に供する部分の床面積が 10,000 平方メートルを超える場合は、下表⑧の部分の面積に、該当する逓減率をそれぞれ乗じて得た面積の合計に、10,000 平方メートルを加えて得た面積を附置義務台数算定のための床面積とします。

	周辺地区 又は 自動車ふくそう地区	
⑦	事務所	
⑧	⑦の用途のうちいずれか一の用途に供する部分の床面積	逓減率
	10,000m ² 超 50,000m ² 以下の部分	0.7
	50,000m ² 超 100,000m ² 以下の部分	0.6
	100,000m ² 超の部分	0.5

(5) 車椅子使用者用駐車場【条例第11条第2項及び施行規則第4条】

下表⑨の用途が下表⑩の部分の床面積を超える場合は、乗用車駐車場台数のうち少なくとも1台以上は車椅子使用者用駐車場としなければなりません。

⑨	⑩
博物館、美術館、病院、公会堂、集会場	当該用途に供する部分の床面積1,000m ²
体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、遊技場、百貨店その他の店舗、飲食店、ホテル又は旅館	条例第4条から第6条の3までの規定に基づき当該用途に供する部分のみに係る駐車場の駐車ますの面積500m ²

※車椅子使用者用駐車場については、別途、横浜市福祉のまちづくり条例の協議が必要な場合があります。

2 荷さばき駐車場の附置について

(1) 対象となる建築物【条例第4条の2、第6条の2及び取扱基準第2条の2】

下表①に掲げる地区又は地域内において、②に掲げる面積が、③に掲げる面積を超える場合対象となります。また、同一敷地内の2以上の建築物は一の建築物とみなし(駐車場法第20条第3項)、台数算定時も同様とします。

ただし、建築物の敷地面積が1,000平方メートル未満の場合は、適用になりません。

①	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域 周辺地区又は自動車ふくそう地区
②	特定用途（事務所、倉庫又は工場を含みます。）に供する部分の床面積
③	3,000㎡

(2) 附置義務駐車場の台数算定方法【条例第4条の2及び第6条の2】

下表④の用途の床面積を、⑤に規定した算定基準で除したそれぞれの台数を合計します（小数点以下切上げ）。

④		⑤
特 定 用 途	百貨店その他の店舗	3,000㎡
	事務所	8,000㎡
	倉庫、工場	3,500㎡
	その他の特定用途	6,500㎡

※算定した台数が10台を超える場合は10台を上限台数とします。また、荷さばき駐車場の附置義務台数は、乗用車駐車場の附置義務台数に含めることができます。

(3) 中小規模建築物に対する緩和措置【条例第4条の2及び第6条の2】

建築物の延べ面積が6,000平方メートル未満の場合は、下表⑥による緩和率を(2)により算定された台数に乗じて得た台数とします（小数点以下切上げ）。

	⑥
駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域 又は周辺地区若しくは自動車ふくそう地区	$1 - \frac{6,000\text{㎡} - \text{建築物の延べ面積}}{\text{建築物の延べ面積}}$

(4) 大規模建築物に対する逡減措置【条例第5条】

次頁の表⑦の用途のうちいずれか一の用途に供する部分の床面積が10,000平方メートルを超える場合は、下表⑧の部分の面積に、該当する逡減率をそれぞれ乗じて得た面積の合計に、10,000平方メートルを加えて得た面積を附置義務台数算定のための床面積とします。

	駐車場整備地区又は商業地域 若しくは近隣商業地域		周辺地区又は自動車ふくそう地区
⑦	事務所、倉庫、工場		事務所
	⑦の用途のうちいずれか一の用途に 供する部分の床面積	通減率	⑦の用途のうちいずれか一の用途に 供する部分の床面積
⑧	10,000m ² 超 50,000m ² 以下の部分	0.7	10,000m ² 超 50,000m ² 以下の部分
	50,000m ² 超 100,000m ² 以下の部分	0.6	50,000m ² 超 100,000m ² 以下の部分
	100,000m ² 超の部分	0.5	100,000m ² 超の部分

3 自動二輪車駐車場の附置について

(1) 対象となる建築物【条例第4条の3及び第6条の3】

下表①に掲げる地区又は地域内において、②に掲げる面積が、③に掲げる面積を超える場合対象となります。また、同一敷地内の2以上の建築物は一の建築物とみなし(駐車場法第20条第3項)、台数算定時も同様とします。

①	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域 (周辺地区 又は 自動車ふくそう地区は対象区域外です。)
②	特定用途(事務所、倉庫及び工場を除きます。)に供する部分の床面積
③	2,000m ²

※自動二輪車駐車場等の設置については、本条例のほかにも大規模小売店舗立地法に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」等があります。

(2) 附置義務駐車場の台数算定方法【条例第4条の3及び第6条の3】

下表④の用途の床面積を、⑤に規定した算定基準で除したそれぞれの台数を合計します(小数点以下切上げ)。

	④	⑤
特定用途	百貨店その他の店舗	3,000m ²
	その他の特定用途 (例：ホテル、病院など)	10,000m ²

(3) 中小規模建築物に対する緩和措置【条例第4条の3及び第6条の3】

建築物の延べ面積が6,000平方メートル未満の場合は、下表⑥による緩和率を(2)により算定された台数に乗じて得た台数とします(小数点以下切上げ)。

	⑥
駐車場整備地区又は商業地域 若しくは近隣商業地域	$1 - \frac{1,000 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - \text{建築物の延べ面積})}{5,000 \text{ m}^2 \times \text{建築物の延べ面積}}$

4 適用除外の建築物について【条例第8条】

次のいずれかに該当する建築物については、駐車場条例の対象外となります。

- (1) 建築基準法第85条に規定する仮設建築物
- (2) 新たに駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域、周辺地区又は自動車ふくそう地に指定された地区又は地域内で、指定された日から起算して6箇月以内に新築又は増築若しくは用途変更の工事に着手する建築物

このほか、令和8年2月の駐車場条例改正によって適用対象に該当しなくなった既存建築物も附置義務（駐車場条例第12条に基づく維持管理）の対象外となり、駐車場台数の減少や駐車場の除却を行うことができます。ただし、自動車車庫による容積率の緩和を適用している場合、容積率の規定に適合する必要があるほか、別の建築用途に転用する場合は建築基準法による用途変更の確認申請の手続きが必要になります。

また、令和8年2月の駐車場条例改正により適用対象に該当しなくなった既存建築物が駐車場条例第10条第1項に規定する附置の特例（隔地化）を行っている場合、隔地先の駐車施設等を廃止することができ、隔地先の駐車施設の廃止の有無に関わらず、本条例第12条の2に基づく定期報告書の提出及び現地における表示板の掲出の義務がなくなります。

この場合、駐車場条例第7条に基づく設置の変更の届出は必要ありませんが、実態の把握のため、その旨を道路・交通政策局交通政策課まで「附置義務駐車施設等の廃止又は縮小の申出書」（市ウェブページにて掲載）により届け出ていただきますようお願いします（提出部数：2部。内容確認後、1部に押印して返却します。）

令和8年2月改正（令和8年4月1日施行）により適用対象に該当しなくなった建築物は次のとおりです。

- ①駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内における、事務所、倉庫、工場又は非特定用途のみで構成される建築物（荷さばき車の駐車場附置義務の適用を受けるものを除く。）
- ②駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内における、特定用途（事務所、倉庫又は工場を除く。）の部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えない建築物

当該物件が上記の①②のいずれかに該当するか否かは、市ウェブページにて掲載の「横浜市駐車場条例 適用判定シート」により各自でご確認ください。

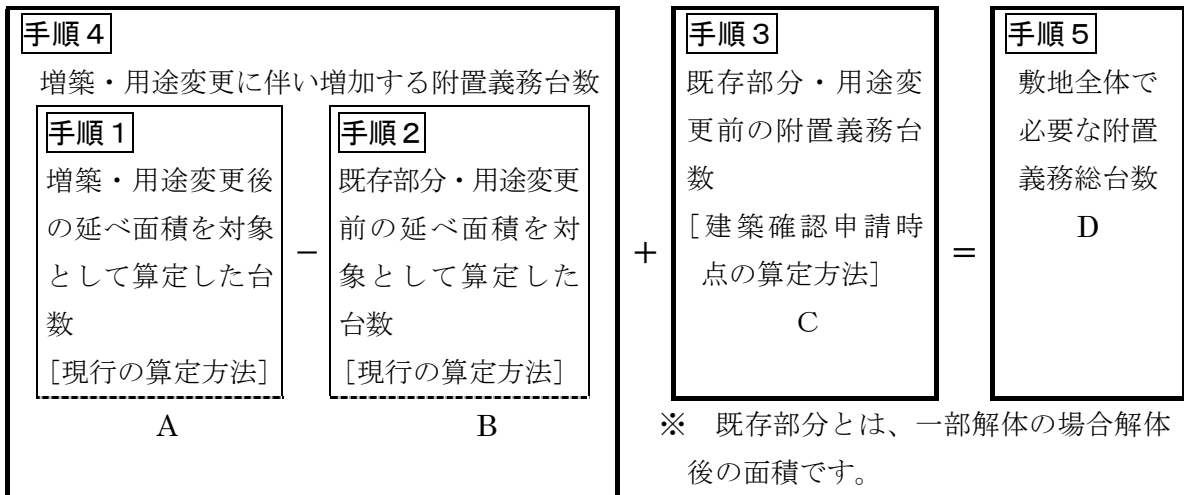
5 増築又は用途変更の場合について【条例第6条、第6条の2及び第6条の3】

(1) 乗用車駐車場の算定

増築又は用途変更を行う場合は、増築又は用途変更後の建築物の延べ面積を対象として台数を算定し、その台数から増築又は用途変更前の建築物の延べ面積を対象に算定した台数を差し引いた台数を、新たに附置義務駐車場として附置しなければなりません。

ただし、増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている駐車台数が、現行基準で算定した台数 A を上回る場合は、現行基準で算出した台数 A で附置義務基準を満たすこととなります。

【計算例】



手順1

現行の算定方法で、増築又は用途変更後の建築物の延べ面積を対象として算定した台数・A

手順2

現行の算定方法で、増築又は用途変更前の建築物の延べ面積を対象として算定した台数・B

手順3

当時の算定方法で、増築又は用途変更前の建築物の延べ面積を対象として算定した台数・C
 (既存部分・用途変更前の附置義務台数)

手順4

新たに附置しなければならない台数：A-B

手順5

増築又は用途変更後の敷地全体で必要な台数：D ≥ A - B + C

(2) 荷さばき駐車場及び自動二輪車駐車場の算定

増築又は用途変更を行う場合の荷さばき駐車場及び自動二輪車駐車場の算定については、乗用車駐車場の算定と同じです。

※平成19年12月1日以降、新築、増築又は用途変更を行う建築物については、荷さばき駐車場及び自動二輪車駐車場の設置が義務付けられました。そのため、平成19年11月30日以前に新築、増築又は用途変更を行った建築物については、荷さばき駐車場及び自動二輪車駐車場の設置が義務付けられていないため、**手順3**Cの台数は0台となります。

<参考>乗用車駐車場の附置義務台数算定方法の経緯（赤字が改正部分）

公布日（施行日）	対象区域	適用規模	台数算定基準（原単位）	
昭和38年10月5日 条例第33号 (昭和39年4月5日)	駐車場整備地区 及び商業地域	【特定用途】 2,000㎡超 【非特定用途】 3,000㎡超	【特定用途】 延べ面積-2,000㎡ 300㎡	【非特定用途】 延べ面積-3,000㎡ 450㎡
	周辺地区及び 自動車ふくそう 地区	【特定用途】 3,000㎡超	【特定用途】 延べ面積-3,000㎡ 450㎡	【非特定用途】 不 要
昭和39年9月30日 条例第104号 (同日施行)	同 上	同 上	同 上	同 上
昭和48年12月25日 条例第80号 (昭和49年1月1日)	駐車場整備地区 及び商業地域 若しくは近隣商 業地域	【特定用途】 1,500㎡超 【非特定用途】 3,000㎡超	【特定用途】 延べ面積-1,500㎡ 300㎡	【非特定用途】 延べ面積-3,000㎡ 300㎡
	周辺地区及び 自動車ふくそう 地区	【特定用途】 3,000㎡超	【特定用途】 延べ面積-3,000㎡ 300㎡	【非特定用途】 不 要
平成3年12月15日 条例第70号 (平成4年4月1日)	駐車場整備地区 及び商業地域 若しくは近隣商 業地域	【特定用途・複合】 1,000㎡超 【非特定用途】 2,000㎡超 ※複合における非 特定用途面積は 0.5倍換算	百貨店・店舗・事務所	床面積 200㎡に1台
			倉庫・工場	200㎡
			その他の特定用途	250㎡
			非特定用途	300㎡
	周辺地区及び 自動車ふくそう 地区	【特定用途】 2,000㎡超	百貨店・店舗・事務所	床面積 200㎡に1台
			倉庫・工場 その他の特定用途	250㎡ 250㎡
平成19年5月31日 条例第39号 (平成19年12月1日)	駐車場整備地区 及び商業地域 若しくは近隣商 業地域	同 上	百貨店・店舗・事務所	床面積 200㎡に1台
			倉庫・工場	250㎡
			その他の特定用途	250㎡
			非特定用途	550㎡
	周辺地区及び 自動車ふくそう 地区	同 上	百貨店・店舗・事務所	床面積 200㎡に1台
			倉庫・工場 その他の特定用途	300㎡ 250㎡
平成28年2月25日 条例第17号 (平成28年3月1日)	駐車場整備地区 及び商業地域 若しくは近隣商 業地域	同 上	百貨店・店舗	床面積 200㎡に1台
			事務所・倉庫・工場	250㎡
			その他の特定用途	250㎡
			非特定用途	550㎡
	周辺地区及び 自動車ふくそう 地区	同 上	百貨店・店舗	床面積 200㎡に1台
			倉庫・工場 事務所・その他の特 定用途	300㎡ 250㎡

※【中小規模建築物（6,000㎡未満）に対する緩和】及び【大規模建築物（10,000㎡超）に対する遡減】（7ページ参照）は、平成3年改正において規定化

※「横浜駅周辺地区」及び「みなとみらい地区」における台数算定基準の別途規定化（5ページ参照）は、平成28年改正において規定化（施行は平成28年9月1日）

【お問合せ先】道路・交通政策局交通政策課 045-671-3853

第4章 附置義務駐車場の規模・構造

1 駐車ますの大きさについて

(1) 乗用車及び車いす使用者用駐車場【条例第11条第1項及び第2項】

乗用車及び車いす使用者用駐車場の駐車ますの大きさは、駐車台数1台につき、次のとおりとし、安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければなりません。

また、機械式駐車場については、駐車場法施行令第15条に規定する大臣認定を受けたものに限りに、車いす使用者のための機械式駐車場については、併せて公益社団法人 立体駐車場工業会の車いす使用者対応証明が必要です。

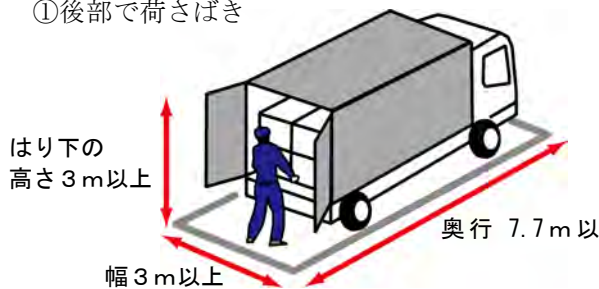
	乗用車駐車場	車いす使用者用駐車場
平面駐車場の 駐車ますの大きさ	幅 2.3m×奥行 5.0m以上	幅 3.5m×奥行 6.0m以上
機械式駐車場の 収容可能な車の大きさ	幅 1.7m×奥行 4.7m以上	駐車場法施行令第15条に規定する 大臣認定及び公益社団法人 立体 駐車場工業会の車いす使用者対応 証明

(2) 荷さばき駐車場【条例第11条第3項】

荷さばき駐車場の駐車ますの大きさは、駐車台数1台につき、次の①又は②のいずれかとし、安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければなりません。

	①後部で荷さばき	②側面で荷さばき
駐車ますの大きさ	幅 3.0m×奥行 7.7m以上	幅 4.0m×奥行 6.0m以上
はり下の高さ	3.0m以上	

①後部で荷さばき



②側面で荷さばき



また、はり下の高さについては、駐車場の出入口から荷さばき駐車場の駐車ますまでの車路についても円滑に出入りさせることができるものとして少なくとも3.0m以上のはり下の高さが必要です。

(3) 自動二輪車駐車場【条例第11条第4項】

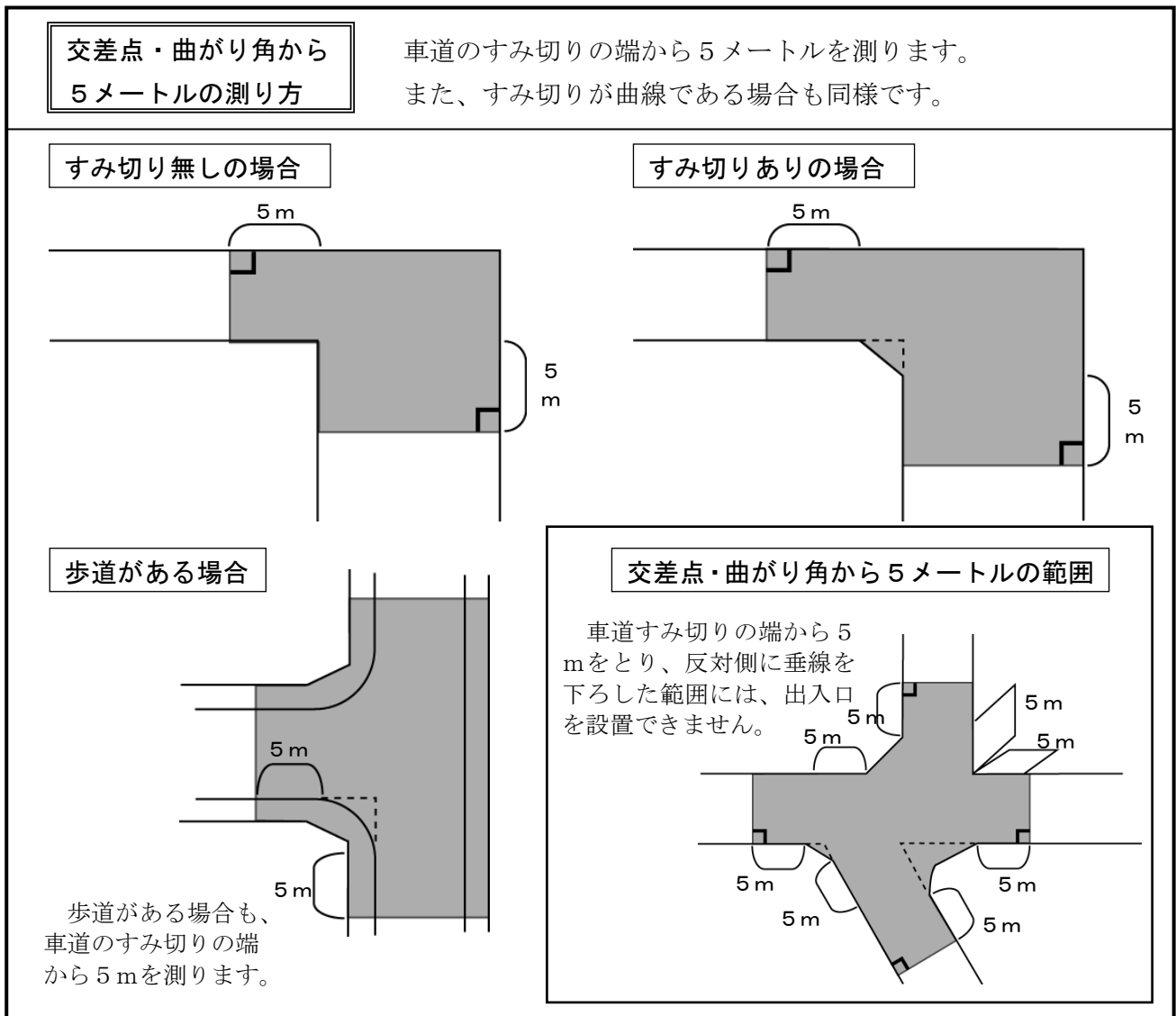
自動二輪車の駐車ますの大きさは、駐車台数1台につき、次のとおりとし、自動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければなりません。

	自動二輪車駐車場
駐車ますの大きさ	幅 1.0m×奥行 2.3m以上
機械式駐車場の収容可能な車の大きさ	幅 0.9m×奥行 2.3m以上

2 出入口の設置禁止位置について【施行規則第4条】

同一敷地内にある駐車ますの面積の合計が50平方メートル以上の駐車場は、次の位置には出入口の設置を禁止しています。

- (1) 幅員6メートル（駐車ますの面積の合計が150平方メートル未満の駐車場については、4メートル）未満の道路
- (2) 縦断こう配が100分の12を超える道路
- (3) 道路（幅員6メートル以上）の交差点又は曲がり角（内角 120度以下）から5メートル以内の当該道路
- (4) 踏切から10メートル以内の当該道路
- (5) 乗合自動車の停留所から10メートル以内の当該道路
- (6) 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校又は児童福祉施設等の用途に供する建築物の敷地の出入口から10メートル以内の当該道路



※上記の規定以外であっても、歩道橋付近などの見通しの悪い部分や横断歩道、その他危険の度合いが高い部分には、出入口を設置しないようにしてください。

※駐車ますの面積の合計が500平方メートル以上、かつ、一般公共の用に供する駐車場については、駐車場法及び駐車場法施行令の規定も適用されますのでご注意ください。

【駐車場法担当部署：道路・交通政策局交通政策課】

3 車路の幅員について【施行規則第5条】

(1) 車路の幅員

車路の幅員は、同一敷地内にある駐車ますの面積の合計に応じて、次のとおり定めています。

駐車ますの面積の合計	車路の幅員	
	相互通行の場合 (L)	一方通行の場合 (ℓ)
50 m ² 以上 150 m ² 未満	4.5m以上	2.5m以上
150 m ² 以上 500 m ² 未満	5.0m以上	3.0m以上
500 m ² 以上	5.5m以上	3.5m以上

※「車路」とは、駐車スペースと道路との間で自動車が停車又は転回できる場所を指します。

このため上記の幅員のほか 車が停車又は転回できる奥行きが必要です。

※機械式駐車場の場合の駐車ますの面積は、パレットあるいはケージの面積とし、算定が困難なものは、乗用車1台当たり12平方メートルとみなして算定します。

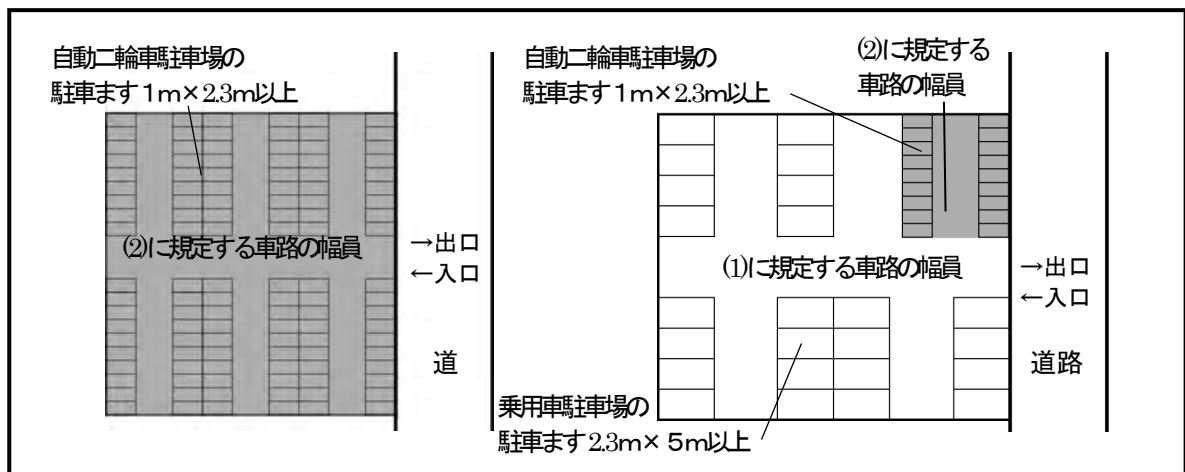
(2) 専ら自動二輪車が走行する車路の幅員

自動二輪車のみが走行する駐車場又はその部分の車路の幅員は、同一敷地内にある自動二輪車の駐車ますの面積の合計に応じて、次のとおり定めています。

自動二輪車の 駐車ますの面積の合計	車路の幅員	
	相互通行の場合	一方通行の場合
10 m ² 以上 100 m ² 未満	3.0m以上	2.25m以上
100 m ² 以上	3.5m以上	

※自動二輪車の使用にも対応する機械式駐車場の場合の駐車ますの面積は、駐車用の供する部分に該当する車箱（ケージ）、パレット（トレイ）などの面積の算定の容易なものについてはその面積によるものとし、その算定が困難なものについては、当該車箱（ケージ）、パレット（トレイ）などを一つにつき12平方メートルとみなして算定します。

※自動二輪車のみが走行する駐車場又はその部分とは、次のような場合をいいます。



※駐車場は、乗用車、荷さばき車及び自動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければなりません。

× 設置できない配置例

道路 道路 道路

l' : 必要な車路幅員未満の幅員
(串刺し駐車となるため不可)

自走式の駐車場については、駐車中の他の自動車を移動することなく、敷地内で駐車及び出庫のための移動、待機、転回等ができるようにしてください。
また、駐車ますの面積の合計が 50 m²以上の敷地では、車路の設置が必要となります(駐車ますから道路に直接出入りする構造(串刺し駐車)にはできません)。

◎ 設置できる配置例

道路 道路 道路 道路 道路 道路

L L L L L L

車が停車又は
転回できる奥行

2 m以上
(*)

2 m以上

2 m以上

2 m以上

2 m以上

L : 相互通行の幅員
l : 一方通行の幅員
車路の幅員については、18 ページ参照

車路に対して平行(縦列)駐車の場合、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせるために、2 m以上の余裕幅を設けるようにしてください。
※車路に対して平行駐車の場合の必要な空間です。車路を介さずに道路に出入りする構造にはできません。

2以上の道路に接する場合、駐車場の出入口は、なるべく交通量の少ない道路側に設けてください。【取扱基準第8条】

第5章 附置義務駐車場の特例

1 敷地外駐車場の基準について【条例第10条第1項、取扱基準第3条及び5条】

附置義務駐車場は、建築物又は建築物の敷地内に設置しなければなりません。建築物の構造又は敷地の位置、規模等により、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合、その他市長が特にやむを得ないと認める場合には、建築物の敷地からおおむね300メートル以内に駐車場を設置することができます。

ただし、車いす使用者用駐車場については、敷地外駐車場とすることはできません。

(1) 指定された路線に建築物の敷地が接する場合

都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4に規定する地区計画等、景観法（平成16年法律第110号）第8条に規定する景観計画、横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）第12条に規定する地域まちづくりルール又は横浜市街づくり協議要綱第4条に規定する街づくり協議指針等（以下「地区計画等」と総称します。）において、当該地区計画等に定められた通り、街路、モール等に面して駐車場及び車庫の出入口の設置を避けることに関する表現が明確に規定されているもののうち、別図1（57～61ページ）に定める道路に建築物の敷地が接する場合は、敷地外駐車場とすることができます。

ただし、その建築物の敷地が2以上の道路に接する場合において別図1に定める道路以外に自動車用の出口及び入口の設置ができる場合を除きます。

なお、地区計画等の内容については、それぞれの地区計画等の担当課とご確認ください。

(2) 指定された区域内に建築物の敷地がある場合

地区計画等において、駐車施設等の配置に関する方針が明確に規定されているもののうち、別図2（62、63ページ）に定める区域内において、当該地区計画等に定められた方針のとおり駐車施設等を設置する場合は、敷地外駐車場とすることができます。

なお、地区計画等に定められた方針（駐車施設等の配置に関する方針）への適合については、それぞれの地区計画等の担当課とご確認ください。

それぞれの地区計画等の担当課については以下のとおりです。

横浜駅周辺地区	都市整備局横浜駅・みなとみらい事業推進課 【045-671-2693】
関内地区・元町地区・伊勢佐木町地区・大通り公園周辺地区・吉田町地区	都市整備局関内関外事業推進課 【045-671-2673】
綱島駅周辺地区	都市整備局綱島駅東口周辺開発事務所 【045-531-9601】
大口通地区・港北ニュータウン地区・瀬谷駅周辺地区	都市整備局地域まちづくり課 【045-671-2667】
みなとみらい21地区	都市整備局横浜駅・みなとみらい事業推進課 【045-671-3516】

(3) その他特にやむを得ない場合

- ア 既存建築物を増築する際に、構造上、駐車場が設置できない場合
- イ 自動車用の出口及び入口の位置が施行規則第4条第1項及びその他の関係法令に抵触して、駐車場の設置ができない場合
- ウ 前面道路の交通規制（歩行者天国等長時間にわたる通行禁止）のため、自動車の出入りが不能の場合、又は前面道路の交通上、駐車場を設けることが好ましくない場合
- エ 敷地が500平方メートル未満、かつ乗用車駐車場の附置義務台数が5台以下の場合
- オ その他市長が特にやむを得ないと認める場合

2 敷地外駐車場の設置について【取扱基準第5条】

敷地外駐車場の設置については、申請者（承認を受けようとする者）が所有する土地の場合、屋外に設置することができますが、賃借契約等により敷地外駐車場を確保する場合は、建築物の全部若しくは一部に設置する駐車場又は機械式駐車場で、正当な権原に基づき使用することができるものに限ります。

3 敷地外駐車場の表示について【取扱基準第10条】

条例第10条第1項に規定する敷地外駐車場を設置する者は、この特例を受けた建築物の見やすい箇所に、附置義務駐車場が敷地外にある旨を記載した板（別記様式、63ページ）を表示する必要があります。

また、板の材質は、耐候性及び耐久性があるものとし、堅固に固定してください。

4 定期報告について【条例第12条の2及び施行規則第8条】

平成19年12月以降、条例第10条各項に規定する特例を受けた駐車場の所有者又は管理者は、毎年度（工事完了時及び翌年度以降毎年1回）、適切に維持管理している状況について、第8号様式（49、50ページ）により、報告しなければなりません。

【定期報告書の提出先：道路・交通政策局交通政策課】

※駐車場条例の届出窓口（建築局市街地建築課）とは異なりますので、ご注意ください。

附置義務駐車場の台数算定表(1)

(駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の場合)

1 建築物の計画内容 (小数点以下第3位切捨て)

部分 の 用 途 の 床 面 積	特 定	百貨店その他の店舗	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・①
		事務所	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・②
		倉庫又は工場	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・③
		その他の特定用途	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・④
		非特定用途	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・⑤
		共同住宅等	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・⑥
		共用部分	m ²	・・・⑦	
合 計			m ²	・・・⑧ (駐車場及び駐輪場の部分を除く。)	
建築物の延べ面積 (⑧-⑥)			m ²	・・・⑨ (駐車場、駐輪場及び共同住宅等⑥の部分を除く。)	

※共同住宅等とは、共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿のことをいいます。

※上表中の各特定用途及び非特定用途には共同住宅等は含みません。

2 駐車場条例対象の判断

建築物の延べ面積 ⑨	m ²	-	非特定用途の床面積 ⑤	m ²	=	特定用途の床面積 m ² ・・・⑩
特定用途の床面積 ⑩	m ²	-	事務所、工場又は倉庫の床面積 ②+③	m ²	=	特定用途 (事務所等を除く) の床面積 m ² ・・・⑩'

※計算結果から⑩' が2,000m²を超える場合は、乗用車と自動二輪車の適用の対象

※計算結果から⑩ が3,000m²を超える場合 (敷地面積1,000m²未満を除く。)は、荷さばき車の適用の対象

3 大規模建築物の逡減措置 (小数点以下第3位は切捨て) □対象・□対象外

事務所、倉庫又は工場の部分の床面積が10,000m²を超える場合 (荷さばき車に限る。)

事務所の部分 の床面積	0~ 10,000m ² の部分	10,000 m ² × 1.0 =	10,000 m ²
	10,000超~ 50,000m ² の部分	m ² × 0.7 =	m ²
	50,000超~100,000m ² の部分	m ² × 0.6 =	m ²
	100,000超の部分	m ² × 0.5 =	m ²
	合 計	(②) m ²	②'
倉庫又は工場 の部分の床面積	0~ 10,000m ² の部分	10,000 m ² × 1.0 =	10,000 m ²
	10,000超~ 50,000m ² の部分	m ² × 0.7 =	m ²
	50,000超~100,000m ² の部分	m ² × 0.6 =	m ²
	100,000超の部分	m ² × 0.5 =	m ²
	合 計	(③) m ²	③'

※大規模建築物の逡減措置の対象となった場合は、次ページ以降②'を②に、③'を③に読み替えます。

4 乗用車駐車場の附置義務台数の算定

(1) 百貨店その他の店舗の部分

$$\left(\text{①} \right) \div 200 \text{ [m}^2\text{/台]} \\ \text{※「横浜駅周辺地区」内は} 300 \text{ [m}^2\text{/台]} = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots \text{⑪}$$

(2) 事務所、倉庫又は工場の部分【参考】

$$\left(\text{②} + \text{③} \right) \div 250 \text{ [m}^2\text{/台]} \\ \text{※「横浜駅周辺地区」内の「事務所」は} 300 \text{ [m}^2\text{/台]} \\ \text{※「みなとみらい21地区」内の「事務所」は} 400 \text{ [m}^2\text{/台]} = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots \text{⑫}$$

(3) その他の特定用途の部分

$$\left(\text{④} \text{ (横浜駅周辺地区内の「飲食店」(排除))} \right) \div 250 \text{ [m}^2\text{/台]} \\ + \left(\text{④}' \text{ (横浜駅周辺地区内の「飲食店」)} \right) \div 300 \text{ [m}^2\text{/台]} \\ = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots \text{⑬}$$

(4) 非特定用途の部分【参考】

$$\text{⑤} \div 550 \text{ [m}^2\text{/台]} = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots \text{⑭}$$

(5) 小計

$$\text{⑪} + \text{⑬} = \dots \text{⑮}$$

(6) 小規模建築物の緩和措置 有・無

建築物の延べ面積（駐車場及び共同住宅等の部分を除く。）⑨が、6,000 m²未満の場合

$$\text{緩和係数} = 1 - \left(\frac{1,000 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - \text{建築物の延べ面積⑨})}{6,000 \text{ m}^2 \times \text{⑩} - 1,000 \text{ m}^2 \times \text{建築物の延べ面積⑨}} \right) \\ = 1 - \frac{1,000 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - \text{⑨})}{6,000 \text{ m}^2 \times \text{⑩} - 1,000 \text{ m}^2 \times \text{⑨}} \\ = 1 - \frac{\text{ }}{\text{ }} = 1 - \text{ } = \text{ } \dots \text{⑯} \\ \text{(小数点以下第4位切捨て)}$$

(7) 乗用車駐車場の附置義務台数

小規模建築物の緩和措置 有

$$\text{⑮} \times \text{⑯} = \text{ } \text{小数点以下切上げ} \Rightarrow \text{ } \text{台} \dots \text{⑰}$$

小規模建築物の緩和措置 無

$$\text{⑮} \text{ 小数点以下切上げ} \Rightarrow \text{ } \text{台} \dots \text{⑰}$$

5 荷さばき駐車場の附置義務台数の算定 対象・対象外

(1) 百貨店その他の店舗の部分

$$\text{①} \div 3,000 \text{ [m}^2\text{/台]} = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots \text{⑱}$$

(2) 事務所の部分

$$\text{②} \div 8,000 \text{ [m}^2\text{/台]} = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots \text{㉑}$$

(3) 倉庫又は工場の部分

$$\text{③} \div 3,500 \text{ [m}^2\text{/台]} = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots \text{㉒}$$

(4) その他の特定用途の部分

$$\text{④} \div 6,500 \text{ [m}^2\text{/台]} = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots \text{㉓}$$

(5) 小計

$$\text{⑱} + \text{㉑} + \text{㉒} + \text{㉓} = \dots \text{㉔}$$

(6) 小規模建築物の緩和措置 有・無

建築物の延べ面積（駐車場及び共同住宅等の部分を除く。）⑨が、6,000㎡未満の場合

$$\text{緩和係数} = 1 - \left(\frac{6,000 \text{ m}^2 - \text{建築物の延べ面積⑨}}{\text{建築物の延べ面積⑨}} \right)$$

$$= 1 - \frac{6,000 \text{ m}^2 - \text{⑨}}{\text{⑨}}$$

$$= 1 - \frac{\text{ }}{\text{ }} = 1 - \text{ } = \text{ } \dots \text{㉕}$$

(小数以下点第4位切捨て)

(7) 荷さばき駐車場の附置義務台数（10台を超える場合は10台を上限とします。）

小規模建築物の緩和措置 有

$$\text{㉔} \times \text{㉕} = \text{ } \text{小数点以下切上げ} \Rightarrow \text{ } \text{台} \dots \text{㉖}$$

小規模建築物の緩和措置 無

$$\text{㉔} \text{ 小数点以下切上げ} \Rightarrow \text{上限10台} \text{ } \text{台} \dots \text{㉗}$$

6 自動二輪車駐車場の附置義務台数の算定 対象・対象外

(1) 百貨店その他の店舗の部分

$$\text{①} \text{ m}^2 \div 3,000 \text{ [m}^2\text{/台]} = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots \text{㉘}$$

(2) その他の特定用途の部分

$$\text{④} \text{ m}^2 \div 10,000 \text{ [m}^2\text{/台]} = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots \text{㉙}$$

(3) 小計

$$\boxed{\text{㉕}} + \boxed{\text{㉖}} = \boxed{} \dots \text{㉗}$$

(4) 小規模建築物の緩和措置 有・無

建築物の延べ面積（駐車場及び共同住宅等の部分を除く。）㉑が、6,000㎡未満の場合

$$\text{緩和係数} = 1 - \left(\frac{1,000 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - \text{建築物の延べ面積}\text{㉑})}{5,000 \text{ m}^2 \times \text{建築物の延べ面積}\text{㉑}} \right)$$

$$= 1 - \frac{1,000 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - \boxed{\text{㉑}})}{5,000 \text{ m}^2 \times \boxed{\text{㉑}}}$$

$$= 1 - \frac{\boxed{}}{\boxed{}} = 1 - \boxed{} = \boxed{} \dots \text{㉘}$$

(小数点以下第4位切捨て)

(5) 自動二輪車駐車場の附置義務台数

小規模建築物の緩和措置 有

$$\boxed{\text{㉗}} \times \boxed{\text{㉘}} = \boxed{} \text{ 小数点以下切上げ} \Rightarrow \boxed{} \text{ 台} \dots \text{㉙}$$

小規模建築物の緩和措置 無

$$\boxed{\text{㉗}} \text{ 小数点以下切上げ} \Rightarrow \boxed{} \text{ 台} \dots \text{㉙}$$

7 駐車場の附置義務台数

(1) 乗用車駐車場

$$\boxed{\text{㉑又は㉑}} \text{ 台} - \boxed{\text{㉒又は㉒}} \text{ 台} = \boxed{} \text{ 台}$$

(2) 荷さばき駐車場

$$\boxed{\text{㉒又は㉒}} \text{ 台}$$

(3) 自動二輪車駐車場

$$\boxed{\text{㉓又は㉓}} \text{ 台}$$

【参考】 共同住宅等と複合している場合の算定

共同住宅等の用途に供する建築物で、住居の用に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超える場合は、横浜市建築基準条例に基づき、別途で当該建築物の住戸又は住室の数に応じた駐車場の設置が必要となります。

$$\boxed{} \text{ 戸} \times \frac{\boxed{} \text{ 地域}}{10} = \boxed{} \text{ 小数点以下切上げ} \Rightarrow \boxed{} \text{ 台}$$

附置義務駐車場の台数算定表(2)

(周辺地区又は自動車ふくそう地区の場合)

1 建築物の計画内容 (小数点以下第3位切捨て)

部 分 の 用 途 の 床 面 積	特 定 用 途	百貨店その他の店舗	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・①
		事務所	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・②
		倉庫又は工場	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・③
		その他の特定用途	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・④
		非特定用途	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・⑤
		共同住宅等	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・⑥
		共用部分		m ² ・・・⑦	
合 計			m ²	・・・⑧ (駐車場及び駐輪場の部分を除く。)	
建築物の延べ面積 (⑧-⑥)			m ²	・・・⑨ (駐車場、駐輪場及び共同住宅等⑥の部分を除く。)	

※共同住宅等とは、共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿のことをいいます。

※上表中の各特定用途及び非特定用途には共同住宅等は含みません。

2 駐車場条例対象の判断

特定用途の床面積 (①+②+③+④) =	m ² ・・・⑩
-------------------------	---------------------

※計算結果から⑩が2,000m²を超える場合は、乗用車の適用の対象

※計算結果から⑩が3,000m²を超える場合は、荷さばき車も適用の対象

3 大規模建築物の逓減措置 (小数点以下第3位は切捨て) □対象・□対象外

事務所の部分の床面積が10,000m²を超える場合

事務所の部分 の床面積	0～10,000m ² の部分	10,000 m ² ×1.0=	10,000 m ²
	10,000超～50,000m ² の部分	m ² ×0.7=	m ²
	50,000超～100,000m ² の部分	m ² ×0.6=	m ²
	100,000超の部分	m ² ×0.5=	m ²
	合 計	(②) m ²)	②' m ²

※大規模建築物の逓減措置の対象となった場合は、次ページ以降②'を②に読み替えます。

4 乗用車駐車場の附置義務台数の算定

(1) 百貨店その他の店舗の部分

(①) ÷ 200 [m²/台] = 小数点以下第4位を四捨五入 ……⑪

(2) 事務所の部分

(②) ÷ 250 [m²/台] = 小数点以下第4位を四捨五入 ……⑫

(2) 倉庫又は工場の部分

③ ÷ 400 [m²/台] = 小数点以下第4位を四捨五入 ……⑬

(3) その他の特定用途の部分

$\text{④} \div 250 \text{ [m}^2\text{/台]} = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots \text{⑭}$

(4) 小計

$\text{⑪} + \text{⑫} + \text{⑬} + \text{⑭} = \dots \text{⑮}$

(5) 小規模建築物の緩和措置 有・無

建築物の延べ面積（駐車場及び共同住宅等の部分を除く。）⑨が、6,000m²未満の場合

緩和係数 = $1 - \left(\frac{6,000 \text{ m}^2 - \text{建築物の延べ面積⑨}}{2 \times \text{建築物の延べ面積⑨}} \right)$

= $1 - \frac{6,000 \text{ m}^2 - \text{⑨}}{2 \times \text{⑨}}$

= $1 - \frac{\text{ }}{\text{ }} = 1 - \text{ } = \text{ } \dots \text{⑯}$
(小数点以下第4位切捨て)

(6) 乗用車駐車場の附置義務台数

小規模建築物の緩和措置 有

$\text{⑮} \times \text{⑰} = \text{ } \text{小数点以下切上げ} \Rightarrow \text{ } \text{台} \dots \text{⑰}$

小規模建築物の緩和措置 無

$\text{⑮} \text{ 小数点以下切上げ} \Rightarrow \text{ } \text{台} \dots \text{⑰}$

5 荷さばき駐車場の附置義務台数の算定 対象・対象外

(1) 百貨店その他の店舗の部分

$\text{①} \div 3,000 \text{ [m}^2\text{/台]} = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots \text{⑱}$

(2) 事務所の部分

$\text{②} \div 8,000 \text{ [m}^2\text{/台]} = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots \text{⑲}$

(3) 倉庫又は工場の部分

$\text{③} \div 3,500 \text{ [m}^2\text{/台]} = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots \text{⑳}$

(4) その他の特定用途の部分

$\text{④} \div 6,500 \text{ [m}^2\text{/台]} = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots \text{㉑}$

(5) 小計

$\text{⑱} + \text{⑲} + \text{㉑} + \text{㉒} = \dots \text{㉓}$

(6) 小規模建築物の緩和措置 有・無

建築物の延べ面積（駐車場及び共同住宅等の部分を除く。）⑨が、6,000㎡未満の場合

$$\text{緩和係数} = 1 - \left(\frac{6,000 \text{ m}^2 - \text{建築物の延べ面積⑨}}{\text{建築物の延べ面積⑨}} \right)$$

$$= 1 - \frac{6,000 \text{ m}^2 - \text{⑨}}{\text{⑨}}$$

$$= 1 - \frac{\text{ }}{\text{ }} = 1 - \text{ } = \text{ } \dots \text{⑳}$$

(小数点以下第4位切捨て)

(7) 荷さばき駐車場の附置義務台数（10台を超える場合は10台を上限とします。）

小規模建築物の緩和措置 有

$$\text{㉒} \times \text{㉓} = \text{ } \text{ 小数点以下切上げ} \Rightarrow \text{ } \text{ 台} \dots \text{㉔}$$

小規模建築物の緩和措置 無

$$\text{㉒} \text{ 小数点以下切上げ} \Rightarrow \text{ } \text{ 台} \dots \text{㉔}$$

上限10台

6 駐車場の附置義務台数

(1) 乗用車駐車場

$$\text{㉗又は㉗} \text{ 台} - \text{㉘又は㉘} \text{ 台} = \text{ } \text{ 台}$$

(2) 荷さばき駐車場

$$\text{㉘又は㉘} \text{ 台}$$

【参考】 共同住宅等と複合している場合の算定

共同住宅等の用途に供する建築物で、住居の用に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超える場合は、横浜市建築基準条例に基づき、別途で当該建築物の住戸又は住室の数に応じた駐車場の設置が必要となります。

$$\text{ } \text{ 戸} \times \frac{\text{ } \text{ 地域}}{10} = \text{ } \text{ 小数点以下切上げ} \Rightarrow \text{ } \text{ 台}$$

横浜市駐車場条例

制定 昭和38年10月5日
改正 昭和39年9月30日
改正 昭和48年12月25日
改正 平成3年12月25日
改正 平成7年3月24日
改正 平成19年5月31日
改正 平成28年2月25日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 駐車場法(昭和32年法律第106号。以下「法」という。)による周辺地区及び自動車ふくそう地区の指定並びに建築物に付置する駐車施設の規模その他必要な事項については、この条例の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

第2章 建築物における駐車施設の附置及び管理

(周辺地区及び自動車ふくそう地区の指定)

第3条 法第20条第2項の規定により駐車場整備地区または商業地域もしくは近隣商業地域の周辺の都市計画区域内の地域(以下「周辺地域」という。)内で条例で定める地区(以下「周辺地区」という。)は、駐車場整備地区または商業地域もしくは近隣商業地域に接続する区域内で、市長が指定する区域とする。

2 法第20条第2項の規定により周辺地域、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内の地域であって、自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内または自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める地区(以下「自動車ふくそう地区」という。)は、自動車交通の地区的ふくそうの予想される地区で、市長が指定する区域とする。

3 市長は、前2項の規定により周辺地区または自動車ふくそう地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第4条 次表の(1)の項に掲げる地区又は地域内において、同表の(2)の項に掲げる面積が、同表の(3)の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち同表の(4)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(5)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積(自動車の駐車のための施設(以下「駐車施設」という。)、専ら道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。)の駐車のための施設(以下「自動二輪車専用駐車施設」という。)並びに共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下同じ。)が6,000平方メー

トルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(6)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)の台数以上の自動車駐車することができる規模を有する駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、同表の(1)の項に掲げる地区又は地域内で市長が別に駐車施設の附置に係る基準を定める区域において、当該基準に定めるところにより駐車施設を附置した者は、この条本文の規定により附置しなければならない駐車施設を附置したものとみなす。

(1)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域			周辺地区又は自動車ふくそう地区		
(2)	特定用途(法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。)に供する部分の床面積と、非特定用途(特定用途以外の用途(共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿を除く。)をいう。以下同じ。)に供する部分の床面積に0.5を乗じて得た面積との合計の面積			特定用途に供する部分の床面積		
(3)	1,000平方メートル			2,000平方メートル		
(4)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗を除く。)に供する部分	非特定用途に供する部分	百貨店その他の店舗用途に供する部分	倉庫又は工場の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、倉庫及び工場を除く。)に供する部分
(5)	200平方メートル	250平方メートル	550平方メートル	200平方メートル	300平方メートル	250平方メートル
(6)	$1 - \frac{1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積})}{6,000 \text{ 平方メートル} \times (2) \text{の項に掲げる面積} - 1,000 \text{ 平方メートル} \times \text{建築物の延べ面積}}$			$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積}}{2 \times \text{建築物の延べ面積}}$		
(備考)						
(2)の項に規定する特定用途に供する部分及び非特定用途に供する部分並びに(4)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設並びに共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿の用途に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。						

(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第4条の2 駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域又は周辺地区若しくは自動車ふくそう地区内において、特定用途に供する部分の床面積が3,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち次表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるもの

とする。)の台数(10台を超える場合は、10台とする。)以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、建築物の構造又は敷地の位置、規模等から荷さばきのための駐車施設を附置することが著しく困難であると市長が認める場合においては、この限りでない。

(1)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫又は工場の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び工場を除く。)に供する部分
(2)	3,000 平方メートル	8,000 平方メートル	3,500 平方メートル	6,500 平方メートル
(3)	$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積}}{\text{建築物の延べ面積}}$			
(備考)				
(1)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設並びに共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿の用途に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。				

2 前項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の駐車台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に含めることができる。

(建築物の新築の場合の自動二輪車専用駐車施設の附置)

第4条の3 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において、特定用途に供する部分の床面積が1,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち次表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)の台数以上の特定自動二輪車が駐車することができる規模を有する自動二輪車専用駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

(1)	百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗及び事務所を除く。)に供する部分
(2)	3,000 平方メートル	10,000 平方メートル
(3)	$1 - \frac{1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積})}{5,000 \text{ 平方メートル} \times \text{建築物の延べ面積}}$	
(備考)		
(1)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設並びに共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿の用途に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。		

(大規模な事務所、倉庫及び工場の特例)

第5条 前3条の規定にかかわらず、次表の(1)の項に掲げる地区又は地域内に同表の(2)の項に掲げる用途のいずれかに供する部分の床面積が10,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者について第4条、第4条の2第1項又は前条の規定を適用する場合には、第4条の表の(4)の項、第4条の2第1項の表の(1)の項又は前条の表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積は、当該部分の床面積のうち10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じて得た面積の合計に、10,000平方メートルを加えて得た数値の面積とする。

(1)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域	周辺地区又は自動車ふくそう地区
(2)	事務所、倉庫又は工場	事務所

(建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置)

第6条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定用途に供する部分の床面積が増加することとなるもののために法第20条の2第1項に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替(以下単に「用途変更」という。)をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築したものとみなし第4条及び前条の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築したものとみなしこれらの規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数を減じて得た台数(増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている駐車施設の駐車台数が、増築又は用途変更前の建築物に附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数を上回っている場合は、その上回っている分の台数を控除する。)以上の自動車駐車することができる規模の駐車施設を、当該増築又は用途変更に係る建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

(建築物の増築又は用途変更の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第6条の2 建築物の増築又は用途変更をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築したものとみなし第4条の2及び第5条の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の荷さばきのための駐車施設の駐車台数から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築したものとみなしこれらの規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の荷さばきのための駐車施設の駐車台数を減じて得た台数(増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている荷さばきのための駐車施設の駐車台数が、増築又は用途変更前の建築物に附置しなければならない最小の規模の荷さばきのための駐車施設の駐車台数を上回っている場合は、その上回っている分の台数を控除する。)以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を、当該増築又は用途変更に係る建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

2 前項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の駐車台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に含めることができる。

(建築物の増築又は用途変更の場合の自動二輪車専用駐車施設の附置)

第6条の3 建築物の増築又は用途変更をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築したものとみなし第4条の3及び第5条の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築したものとみなしこれらの規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数を減じて得た台数(増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている自動二輪車専用駐車施設の駐車台数が、増築又は用途変更前の建築物に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数を上回っている場合は、その上回っている分の台数を控除する。)以上の特定自動二輪車が駐車することができる規模の自動二輪車専用駐車施設を、当該増築又は用途変更に係る建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

(届出)

第7条 第4条から前条までの規定により駐車施設、荷さばきのための駐車施設又は自動二輪車専用駐車施設(以下「駐車施設等」という。)を附置する者は、当該駐車施設等の位置、規模及び構造について、あらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更する場合も、また同様とする。

(適用の除外)

第8条 次のいずれかに該当する建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者については、第4条から第6条の3までの規定は、適用しない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条に規定する仮設建築物
- (2) この条例の施行後、新たに駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域、周辺地区又は自動車ふくそう地区に指定された地区又は地域内において、当該地区又は地域に指定された日から起算して6月以内に新築又は増築若しくは用途変更の工事に着手する建築物
- (3) 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において非特定用途に供する建築物で、市長が特に駐車施設を附置する必要がないと認めたもの

(建築物の敷地が地区又は地域の内外にわたる場合の駐車施設等の附置)

第9条 建築物の敷地が駐車場整備地区、商業地域若しくは近隣商業地域、周辺地区若しくは自動車ふくそう地区又はこれら以外の地域の2以上の地区又は地域にわたる場合は、その敷地について地区又は地域ごとの面積を算出し、そのうち最も大きな面積を占める部分が属する地区又は地域内に当該建築物があるものとみなして、第4条から第6条の3までの規定を適用する。

(駐車施設等の附置の特例)

第10条 第4条から第6条の3までの規定の適用を受ける建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者は、その建築物の構造又は敷地の位置、規模等により、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合その他市長が特にやむを得ないと認める場合においては、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設等を附置しないことができる。この場合において、当該新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者は、その建築

物の敷地からおおむね300メートル以内の場所に駐車施設等を設けなければならない。

- 2 建築物の新築又は増築若しくは用途変更をする地区又は地域の地形、交通事情等からして、第4条から第6条の3までの規定により建築物に附置しなければならない駐車施設等を2以上の建築物のために一団として設けることが合理的であると認められる場合において、その駐車施設等が規則で定める規模以上となるときは、当該建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者は、第4条から第6条の3までの規定にかかわらず、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設等を附置しないことができる。
- 3 第4条から第6条の3までの規定の適用を受ける建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者が、その建築物からおおむね 300メートル以内の場所において、法第10条第1項の規定により都市計画として決定された路外駐車場を建設する場合は、その建築物又はその建築物の敷地内に附置する駐車施設等の駐車台数を、第4条から第6条の3までの規定により算出した駐車台数からその路外駐車場の駐車台数の2分の1の範囲内において規則で定める限度の駐車台数を控除した駐車台数とすることができる。
- 4 第4条の2及び第6条の2の規定にかかわらず、これらの規定の適用を受ける建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者が、建築物又は建築物の敷地外に他の者と共同で荷さばきを行うための駐車施設を整備することその他のこれらの規定により建築物又は建築物の敷地内に附置しなければならない最小の規模の荷さばきのための駐車施設を整備することに代わる措置として市長が認める代替措置を講ずるときは、当該代替措置の内容に応じ、これらの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設を附置せず、又は市長が定める規模を有する荷さばきのための駐車施設とすることができる。
- 5 前各項の規定の適用を受けようとする者は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(駐車施設等の構造等)

第11条 第4条、第5条、第6条又は前条の規定により設けなければならない駐車施設の自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める建築物については、車椅子使用者のための駐車施設として、少なくとも1台以上の自動車の駐車の用に供する部分の規模を、駐車台数1台につき幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。
- 3 第4条の2、第5条、第6条の2又は前条の規定により設けなければならない荷さばきのための駐車施設の自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上又は幅4メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、その建築物の構造又は敷地の位置、規模等から市長が特にやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。
- 4 第4条の3、第5条、第6条の3又は前条の規定により設けなければならない自動二輪車専用駐車施設の特定制自動二輪車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅1メートル

以上、奥行2.3メートル以上とし、特定自動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。

5 前各項の規定は、特殊な形態の駐車施設等又は特殊な装置を用いる駐車施設等であって、自動車が有効かつ安全に駐車できると市長が認めたものについては、適用しない。

6 市長は、第1項から第4項までに定めるもののほか、駐車施設等の構造又は設備について必要な技術的基準を定めることができる。

(駐車施設等の管理)

第12条 第4条から第6条の3まで又は第10条の規定により設けられた駐車施設等の所有者又は管理者(第10条第5項の規定により市長の承認を受けた者を含む。次条及び第14条第1項において同じ。)は、当該駐車施設等をその設置の目的に適合するように維持管理しなければならない。

(定期報告)

第12条の2 第10条第1項から第4項までの規定により設けられた駐車施設等の所有者又は管理者は、当該駐車施設等の維持管理の状況について、毎年度規則の定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(措置命令)

第13条 市長は、第4条から第6条の3まで及び第10条から第12条までの規定に違反した者に対し、相当の猶予期限を付した上、駐車施設等の設置、改善、使用禁止、使用制限その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(立入検査)

第14条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、駐車施設等若しくは駐車施設等を設けるべき建築物の所有者若しくは管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして駐車施設等若しくは駐車施設等を設けるべき建築物若しくはその敷地に立ち入り、その駐車施設等若しくは駐車施設等を設けるべき建築物若しくはその敷地の規模、構造等に関し検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行なう職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第3章 委任

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第16条 第13条の規定による市長の命令に従わなかった者は、500,000円以下の罰金に処する。

2 第14条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求に対しこれに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出を行い、又は同項の規定による立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、200,000円以下の罰金に処する。

3 第10条第5項の規定に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条に規定する違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、

その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に建築物の新築又は増築若しくは用途変更の工事に着手している者が設けなければならない駐車施設については、この条例による改正後の横浜市駐車場条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる駐車施設に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成28年3月1日から施行する。

横浜市駐車場条例施行規則

制定 平成4年3月31日

改正 平成6年3月31日

改正 平成7年6月30日

改正 平成8年5月2日

改正 平成11年4月30日

改正 平成19年11月30日

改正 平成28年3月31日

改正 平成28年12月22日

改正 令和3年9月30日

(当初制定 昭和39年4月4日)

(改正 昭和39年9月30日)

(改正 昭和48年12月25日)

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市駐車場条例（昭和38年10月横浜市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設等を附置する必要がない建築物)

第2条 条例第8条第3号に規定する建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒又は学生のための寄宿舎
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物
- (3) 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設
- (4) その他その性質上又は用途上自動車の駐車需要を生じさせないと認められる建築物

(駐車施設等の附置の特例に関する基準)

第3条 条例第10条第2項に規定する規則で定める規模は、駐車台数15台とする。

2 条例第10条第3項に規定する規則で定める限度は、5分の1とする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

(駐車部分の規模の特例が適用される建築物)

第4条 条例第11条第2項に規定する市長が特に必要があると認める建築物は、次に掲げるものとする。ただし、増築又は用途変更に係る建築物で、当該増築又は用途変更の際現に同項に規定する規模の車いす使用者のための自動車の駐車の用に供する部分が設けられているものを除く。

- (1) 学校（専修学校及び各種学校を含む。）、博物館、美術館、図書館、病院、診療所、公会堂、集会場、公衆浴場又は児童福祉施設等の用途に供する部分を有する建築物で、当該用途に供する部分の床面積が1,000平方メートルを超えるもの
- (2) 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、遊技場、百貨店その他の店舗、飲食店、ホテル又は旅館の用途に供

する部分を有する建築物で、条例第4条から第6条の3までの規定に基づき当該用途に供する部分のみに係る最小の規模の駐車施設等を設けるものとした場合の当該駐車施設等の自動車の駐車の用に供する部分（当該建築物について増築又は用途変更をする場合は、当該増築又は用途変更前の建築物に現に設けられている駐車施設等の自動車の駐車の用に供する部分を含むものとする。）の床面積が500平方メートルを超えるもの

（駐車施設等の出口及び入口）

第5条 駐車施設等（自動車の駐車の用に供する部分の面積が50平方メートル未満のものを除く。以下この条及び次条において同じ。）の自動車用の出口及び入口は、当該駐車施設等に設置する車路が道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定する道路（同条第2項又は第4項の規定による道路を含む。）をいう。以下この条において同じ。）に接する部分のみに設けなければならない。

2 前項に規定する自動車用の出口及び入口は、次に掲げる道路に接する部分に設けてはならない。ただし、第1号の規定は、その敷地が横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）第47条第2項各号に規定する要件を満たす自動車車庫については、適用しない。

- (1) 幅員6メートル（自動車の駐車の用に供する部分の面積が150平方メートル未満の駐車施設等については、4メートル）未満の道路
- (2) 縦断こう配が100分の12を超える道路
- (3) 道路（幅員が6メートル未満の道路を除く。）の交差点又は曲がり角（内角が120度を超えるものを除く。）から5メートル以内の当該道路
- (4) 踏切から10メートル以内の当該道路
- (5) 乗合自動車の停留所から10メートル以内の当該道路
- (6) 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校又は児童福祉施設等の用途に供する建築物の敷地の出入口から10メートル以内の当該道路

3 前2項の規定は、市長が自動車の通行上支障がないと認めて特に承認した駐車施設等については、適用しない。

（車路の幅員の基準）

第5条の2 駐車施設等に設置する車路の幅員は、自動車の駐車の用に供する部分の面積に応じて、次の表に掲げる数値としなければならない。ただし、建築物の増築若しくは用途変更の場合又は柱若しくは発券機等を設置することにより同表に掲げる幅員の車路が設けられない場合において、待機スペースを設けること等により、安全かつ円滑に走行できると認められるときは、この限りでない。

自動車の駐車の用に供する部分の面積	車路の幅員	
	相互通行の場合	一方通行の場合
50平方メートル以上 150平方メートル未満	4.5メートル以上	2.5メートル以上
150平方メートル以上 500平方メートル未満	5.0メートル以上	3.0メートル以上
500平方メートル以上	5.5メートル以上	3.5メートル以上

2 前項の規定にかかわらず、専ら特定自動二輪車が走行する車路の幅員は、特定自動二輪車の駐車のために供する部分の面積に応じて、次の表に掲げる数値としなければならない。ただし、建築物の増築若しくは用途変更の場合又は柱若しくは発券機等を設置することにより同表に掲げる幅員の車路が設けられない場合において、待機スペースを設けること等により、安全かつ円滑に走行できると認められるときは、この限りでない。

特定自動二輪車の駐車のために供する部分の面積	車路の幅員	
	相互通行の場合	一方通行の場合
10平方メートル以上 100平方メートル未満	3.0メートル以上	2.25メートル以上
100平方メートル以上	3.5メートル以上	

(届出等)

第6条 条例第7条の規定による届出は、駐車施設等を設けようとする建築物に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請書を提出するときまでに、附置義務駐車施設等^{設置}_{変更}届出書(第1号様式)及び別表第1に規定する図面(変更の届出の場合は、変更する事項に係る図面に限る。)を市長に提出することにより行わなければならない。

(承認申請等)

第7条 条例第10条第5項の規定による承認の申請は、前条の規定による届出の前に、附置義務駐車施設等^{設置}_{変更}特例承認申請書(第3号様式)、別表第2に規定する図面(変更の承認の場合は、変更する事項に係る図面に限る。)、附置義務駐車施設等使用承諾書(第4号様式。建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者と駐車施設等を設置する者とが異なる場合に限る。)を市長に提出することにより行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、承認し、又は承認しないことに決定したときは、附置義務駐車施設等^{設置}_{変更}特例の承認^{承認}_{不承認}通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、条例又はこの規則の規定による市長の承認等を得るための申請は、前条の規定による届出の前に又は届出と同時に、承認等申請書(第6号様式)及び当該申請の審査に必要な図面等を市長に提出することにより行わなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、承認等をし、又は承認等をしなことに決定したときは、承認等^{承認等}_{不承認等}通知書(第7号様式)により申請者に通知するものとする。

(定期報告書)

第8条 条例第12条の2の規定による駐車施設等の維持管理の状況についての報告は、定期報告書(第8号様式)を市長に提出することにより行わなければならない。

(措置命令書)

第9条 条例第13条に規定する命令は、措置命令書(第9号様式)を交付することにより行うもの

とする。

(身分証明書)

第10条 条例第14条第2項に規定する証票は、身分証明書(第10号様式)とする。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定及び第5条第2項第6号の改正規定は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年2月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表第1（第6条）

図面の種類		明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる物件並びに建築物の位置
	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、敷地の境界線並びに敷地内における建築物の位置、規模及び届出に係る建築物と他の建築物の別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、間取り並びに各室の用途及び規模
駐車施設等	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設等内外の自動車の車路及び幅員、敷地に接する道路の位置及び幅員その他主要な施設
	各階平面図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、間取り、規模、駐車施設等内外の自動車の車路及び幅員その他主要な施設
(注記)		
<p>1 建築物又は駐車施設等に係る明示すべき事項のすべてが建築物又は駐車施設等に係る図面のいずれか一方に明示されている場合は、当該図面のみとする。</p> <p>2 条例第11条第5項に規定する特殊な装置を用いる駐車施設等の場合は、当該装置の仕様を明示した図面等を併せて添付する。</p>		

別表第2（第7条第1項）

図面の種類		明示すべき事項
駐車施設等	付近見取図	方位、道路、目標となる物件及び駐車施設等の位置並びに条例第10条の建築物との距離
	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設等内外の自動車の車路及び幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図 (縮尺1/100以上)	縮尺、方位、間取り及び規模並びに駐車施設等内外の自動車の車路及び幅員
条例第10条の建築物	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図 (縮尺1/100以上)	縮尺、方位、間取り及び各室の用途

附置義務駐車施設等設置変更届出書

(届出先)
横浜市長

年 月 日

(届出者) 住所
氏名
〔 法人の場合は、名
称・代表者の氏名 〕
電話

横浜市駐車場条例第7条の規定により次のとおり届け出ます。

建築主	住所 氏名					※受付	
建築物	名称 位置	横浜市 区					
代理者	住所 氏名 法人名	電話				※プロット P	
地域地区	<input type="checkbox"/> 一種中高層住専 <input type="checkbox"/> 二種中高層住専 <input type="checkbox"/> 一種住居 <input type="checkbox"/> 二種住居 <input type="checkbox"/> 準住居 <input type="checkbox"/> 近隣商業 <input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 準工業 <input type="checkbox"/> 工業 <input type="checkbox"/> 工業専用						
	法定建蔽率 (%) 法定容積率 (%)						
	<input type="checkbox"/> 駐車場整備地区 <input type="checkbox"/> 周辺地区、自動車ふくそう地区						
工事着手予定日		年 月 日		工事完了予定日		年 月 日	
建築物用途				<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他			
建築物概要	敷地面積			駐車施設	荷さばき	自動二輪	共同住宅等の附置義務台数 台
	建築面積			設置台数	台	台	
	延べ面積			附置義務台数	台	台	特殊な駐車装置 (種類) 認定番号第 号 認定の有効期限 年 月 日
	(共同住宅等)	(m ²)		(うち特例)	台	台	
	(車庫面積)	(m ²)		形 態	<input type="checkbox"/> 自走式 <input type="checkbox"/> 建築物内 <input type="checkbox"/> 建築物外 <input type="checkbox"/> 特殊な駐車装置 <input type="checkbox"/> 建築物内 <input type="checkbox"/> 建築物外		
変更の概要							

(注意)

- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 提出書類は、すべてA4（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

(A4)

第2号様式（第6条第2項）

（削除）

設置義務駐車施設等 設置変更 特例承認申請書

(申請先)
横浜市長

年 月 日

(申請者) 住所
氏名
〔 法人の場合は、名
称・代表者の氏名 〕
電話

第1項
第2項
第3項
第4項
横浜市駐車場条例第10条 の規定に基づき次のとおり(1)の駐車施設等を(2)の建築物の

駐車施設等として 設置 変更 したいので、同条第5項の規定により承認を申請します。

(1) 駐 車 施 設 等	名 称						
	設 置 場 所	横浜市 区					
	権利関係 <small>〔所有権、賃借権等この施設を 設置するについて有する権利〕</small>	敷 地					
		駐 車 施 設 等					
	使 用 者 承 諾 者	住所又は所在地					
		氏名又は名称					
	規 模	区 分	建 築 物 内	建 築 物 外	特 殊 な 装 置	合 計	
		駐 車 施 設	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)	
		荷 さ ば き	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)	
		自 動 二 輪 車	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)	
特殊な駐車装置		(種 類) ----- (認定番号) 第 号					
(2) 建 築 物	位 置	横浜市 区					
	建 物 用 途	①	②	③	④		
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	計	m ²
申 請 の 理 由							
※ 受 付					受領年月日		

(注意)

- 1 駐車施設等の権利関係を証するための書類（登記事項証明書等）を添付してください。
- 2 「建物用途」の欄は、用途が2種以上の場合に用途別に記入し、「延べ面積」の欄は、「建物用途」の欄の各用途に供する部分の床面積を記入してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。
- 4 提出書類は、すべてA4（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

(A4)

附置義務駐車施設等使用承諾書

（提出先）

年 月 日

横浜市長

（承諾者）住所

氏名

〔 法人の場合は、名
称・代表者の氏名 〕
電話

私は、私が設置した(1)の駐車施設等を、(2)の使用者が**新築**する(3)の建築物の駐車施設等
用途変更

（横浜市駐車場条例第4条から第6条の3まで及び第10条の規定による駐車施設等）として、次のとおり使用することを承諾いたしました。

なお、承諾に当たっては、横浜市駐車場条例の趣旨を理解した上、尊重いたします。

(1) 駐 車 施 設 等	名 称					
	設 置 場 所	横浜市 区				
	規 模	区 分	建 築 物 内	建 築 物 外	特殊な装置	合 計
		条例第11条第1項 （ 駐 車 施 設 ）	台	台	台	台
		条例第11条第3項 （ 荷 さ ば き ）	台	台	台	台
	条例第11条第4項 （ 自 動 二 輪 車 ）	台	台	台	台	
(2) 使 用 者	住 所					
	氏 名					
(3) 建 築 物	位 置	横浜市 区				
	建 物 用 途	①	②	③	④	
	延 べ 面 積	㎡	㎡	㎡	㎡	計 ㎡

（注意）

- 1 この承諾書は、承諾者と(2)の使用者との間に(1)の駐車施設等の使用について契約等が効力を有している期間に限り有効なものです。
- 2 「建物用途」の欄は、用途が2種以上の場合に用途別に記入し、「延べ面積」の欄は、「建物用途」の欄の各用途に供する部分の床面積を記入してください。

（A4）

横浜市 指令第 号
年 月 日

附置義務駐車施設等 設置変更特例の承認不承認 通知書

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました駐車施設等の 設置 変更 の特例については、次のとおり 承認する 承認しない ことに決定しましたので通知します。

- 1 駐車施設等の名称
- 2 駐車施設等の設置場所（駐車施設 台、荷さばき 台、自動二輪車 台）
- 3 建築物の位置
- 4 承認・不承認の理由

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

承認等申請書

(申請先)
横浜市長

年 月 日

(申請者) 住所
氏名
〔 法人の場合は、名
称・代表者の氏名 〕
電話

次のとおり承認等を受けたいので、申請します。

承認等を受けようとする具体的事項及びその理由								
建築主	住所 氏名					※受付		
						年 月 日		
建築物	名称 位置	横浜市 区				※通知		
						年 月 日		
代理人	住所 氏名 法人名	電話				※プロット P		
地域	<input type="checkbox"/> 一種中高層住専 <input type="checkbox"/> 二種中高層住専 <input type="checkbox"/> 一種住居 <input type="checkbox"/> 二種住居 <input type="checkbox"/> 準住居 <input type="checkbox"/> 近隣商業 <input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 準工業 <input type="checkbox"/> 工業 <input type="checkbox"/> 工業専用							
	地	法定建蔽率 (%) 法定容積率 (%)						
区	<input type="checkbox"/> 駐車場整備地区 <input type="checkbox"/> 周辺地区、自動車ふくそう地区							
建物用途						<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他		
建築物概要	敷地面積			駐	駐車施設	荷さばき	自動二輪	共同住宅等の附置義務台数
	建築面積	m ²		車	設置台数	台	台	
	延べ面積	m ²		施	附置義務台数	台	台	
	(共同住宅等)	(m ²)		設				
(車庫面積)	(m ²)		等	台	台	台	台	
受領年月日								

(注意)

1 ※印の欄は、記入しないでください。

承認等
不承認等
通知書

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました件については、次のとおり しましたので通知します。

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の位置
- 3 具体的事項又は理由

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

定期報告書

(報告先)
横浜市長

年 月 日

(報告者) 住所
氏名
〔法人の場合は、名
称・代表者の氏名〕
電話

第1項
第2項
第3項
第4項
横浜市駐車場条例第10条 の規定に基づいて設置した駐車施設等の維持管理の状況に

ついて、次のとおり報告します。

(1) 駐車施設等	名称					
	設置場所	横浜市 区				
	権利関係〔所有権、賃借権等この施設を 設置するについて有する権利〕	敷地				
		駐車施設等				
	規 模	区 分	建築物内	建築物外	特殊な装置	合 計
		条例第11条第1項 (駐 車 施 設)	台	台	台	台
条例第11条第3項 (荷 さ ば き)		台	台	台	台	
条例第11条第4項 (自 動 二 輪 車)		台	台	台	台	
附置義務駐車施設等 設置 変更	特例の承認番号	横浜市	指令第	号	年 月 日	
(2) 建築物	名称					
	位 置	横浜市 区				
	所有者(甲)					
甲は、乙が管理する駐車場において、上記(1)駐車施設等を確保しています。						
使用承諾者 (乙)	住所又は所在地					
	氏名又は名称					

(注意)

- 1 駐車施設等写真欄に(1)駐車施設等の写真をはり付けてください。
- 2 (1)駐車施設等及び(2)建築物の付近見取図、配置図等を添付してください。
- 3 提出書類は、すべてA4（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

(A4)

駐車施設等写真欄

(A 4)

措 置 命 令 書

住所
氏名 様
〔法人の場合は、名
称・代表者の氏名〕

横浜市長 

横浜市駐車場条例第 条の規定に違反していますので、同条例第13条の規定により次の措置をとることを命じます。

- 1 措置すべき内容
- 2 措置をとることを命ずる理由
- 3 駐車施設等又は駐車施設等を設けるべき建築物若しくは敷地の所在地
- 4 建築物の用途及び規模

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第10号様式（第10条）

(表)

第 号

(裏)

横浜市駐車場条例（抜粋）

身 分 証 明 書

(立入検査)

職名
氏名

年 月 日生

第14条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、駐車施設等若しくは駐車施設等を設けるべき建築物の所有者若しくは管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして駐車施設等若しくは駐車施設等を設けるべき建築物若しくはその敷地に立ち入り、その駐車施設等若しくは駐車施設等を設けるべき建築物若しくはその敷地の規模、構造等に関し検査をさせることができる。

上記の者は、横浜市駐車場条例第14条の規定により、駐車施設等に立ち入って検査をする職権を有する者であることを証明する。

年 月 日

横浜市長 

この証明書は、年 月 日まで有効とする。

2 前項の規定により立入検査を行なう職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(A8)

横浜市駐車場条例取扱基準

制定 平成7年6月30日

改正 令和4年12月26日

(目的)

第1条 この取扱基準は、横浜市駐車場条例（昭和38年条例第33号。以下「条例」という。）の趣旨を踏まえて、駐車施設等の設置に関する必要な事項を定めるとともに、建築主の協力を得ることにより、適正な駐車場の設置を促すことを目的とする。

(駐車施設の附置に関する基準)

第2条 条例第4条ただし書きに基づき、市長が別に定める基準とは、同条中の表(4)欄及び(5)欄に係るものとし、その区域及び基準については別表のとおりとする。

(荷さばきのための駐車施設の附置に関する基準)

第2条の2 条例第4条の2ただし書に規定する荷さばきのための駐車施設を附置することが著しく困難であると市長が認める場合とは、敷地が1,000平方メートル未満の場合とする。

(建築物の構造又は敷地の位置、規模等による駐車施設等の附置の特例)

第3条 条例第10条第1項に規定する交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合その他市長が特にやむを得ないと認める場合とは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4に規定する地区計画等、景観法（平成16年法律第110号）第8条に規定する景観計画、横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）第12条に規定する地域まちづくりルール又は横浜市街づくり協議要綱第4条に規定する街づくり協議指針等（以下「地区計画等」と総称する。）において、当該地区計画等に定められた通り、街路、モール等に面して駐車場及び車庫の出入口の設置を避けることに関する表現が明確に規定されているもののうち、別図1に定める道路に建築物の敷地が接する場合（その建築物の敷地が2以上の道路に接する場合において別図1に定める道路以外に自動車用の出口及び入口の設置ができる場合を除く。）
- (2) 地区計画等において、駐車施設等の配置に関する方針が明確に規定されているもののうち、別図2に定める区域内で当該地区計画等に定められた方針のとおり駐車施設等を設置する場合
- (3) 既存建築物を増築する際に、構造上、駐車施設等の設置ができない場合
- (4) 自動車用の出口及び入口の位置が横浜市駐車場条例施行規則第5条第1項、同条第2項又はその他の関係法令に抵触して、駐車施設等の設置ができない場合
- (5) 前面道路の交通規制（歩行者天国等長時間にわたる通行禁止）のため、自動車の出入りが不能の場合、又は前面道路の交通上、駐車施設等を設けることが好ましくない場合
- (6) 敷地が500平方メートル未満、かつ駐車施設の附置義務台数が5台以下の場合
- (7) その他市長が特にやむを得ないと認める場合

(駐車施設等の附置の特例に関する基準)

第4条 条例第10条第2項に規定する駐車施設等を設置した建築物の敷地から他の敷地の距離はおおむね300メートル以内とする。

(敷地外駐車施設等の位置、規模及び構造の設置基準)

第5条 敷地外駐車施設等の設置については、次の各号の一に該当するものとする。ただし、敷地外駐車施設等は、車いす使用者のための駐車施設を除くものとする。

- (1) 市長の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）が自己の所有する土地の地上又は地下に設置するもの
- (2) 建築物の全部又は一部として設置する駐車施設等で、申請者が正当な権原に基づき使用することができるもの
- (3) 特殊な装置を用いる駐車施設等（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号。以下「施行令」という。）第15条の規定により、大臣認定を受けたものに限る。）の全部又は一部として設置する駐車施設等で、申請者が正当な権原に基づき使用することができるもの

(敷地外駐車施設等の維持)

第6条 前条第2号及び第3号に規定する敷地外駐車施設等のうち正当な権原を有するための契約を行うものについては、契約期間が満了した場合は、契約の更新を行うものとする。

2 条例第10条第5項に規定する敷地外駐車施設等の承認を受けた建築物の所有者が変更した場合については、敷地外駐車施設等の維持の責任を継承するものとする。

(特殊な装置を用いる駐車施設等の特例)

第7条 条例第11条第5項の規定による特殊な装置を用いる駐車施設等とは、施行令第15条の規程により大臣認定を受けたもの（車いす使用者のための駐車施設にあつては、公益社団法人立体駐車場工業会の車いす使用者対応証明を併せて受けたもの）で、かつ、その規模が幅1.7メートル以上、奥行4.7メートル以上の大きさの自動車を収容できるものとする。ただし、特定自動二輪車の使用にも対応する特殊な装置を用いる駐車施設等の規模は、幅0.9メートル以上、奥行2.3メートル以上の大きさの特定自動二輪車を収容できるものとする。

2 前項に規定する特殊装置の駐車の用に供する部分の面積の算定に当たっては、建設省通達（昭和43年都再発第53号）に基づき、駐車の用に供する部分に該当する車箱（ケージ）、パレット（トレイ）などの面積の算定の容易なものについてはその面積によるものとし、その算定が困難なものについては、前項第1号の駐車の用に供する特殊装置については自動車1台当り12平方メートルとみなして算定する。なお、前項に規定する特定自動二輪車の使用にも対応する特殊な装置の駐車の用に供する部分の面積の算定についても、駐車の用に供する部分に該当する車箱（ケージ）、パレット（トレイ）などの面積の算定の容易なものについてはその面積によるものとし、その算定が困難なものについては、当該車箱（ケージ）、パレット（トレイ）などを一つにつき12平方メートルとみなして算定する。

(自動車用の出口及び入口)

第8条 自動車用の出口及び入口は、その敷地が2以上の道路に接する場合においては、そのうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けるものとする。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合その他特別の事由がある場合は、この限りでない。

(警報装置)

第9条 駐車施設等には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要と認められる場合、警報装置又は注意灯を設けるものとする。

(敷地外駐車施設等の表示)

第10条 条例第10条第1項に規定する敷地外駐車施設等を設置する者は、条例第4条から第6条の3までの規定の適用を受ける建築物の見やすい箇所に、条例第10条第1項に該当する建築物である旨を記載した板(別記様式)を表示するものとする。

2 前項の板の材質は、耐候性及び耐久性があるものとし、堅固に固定するものとする。

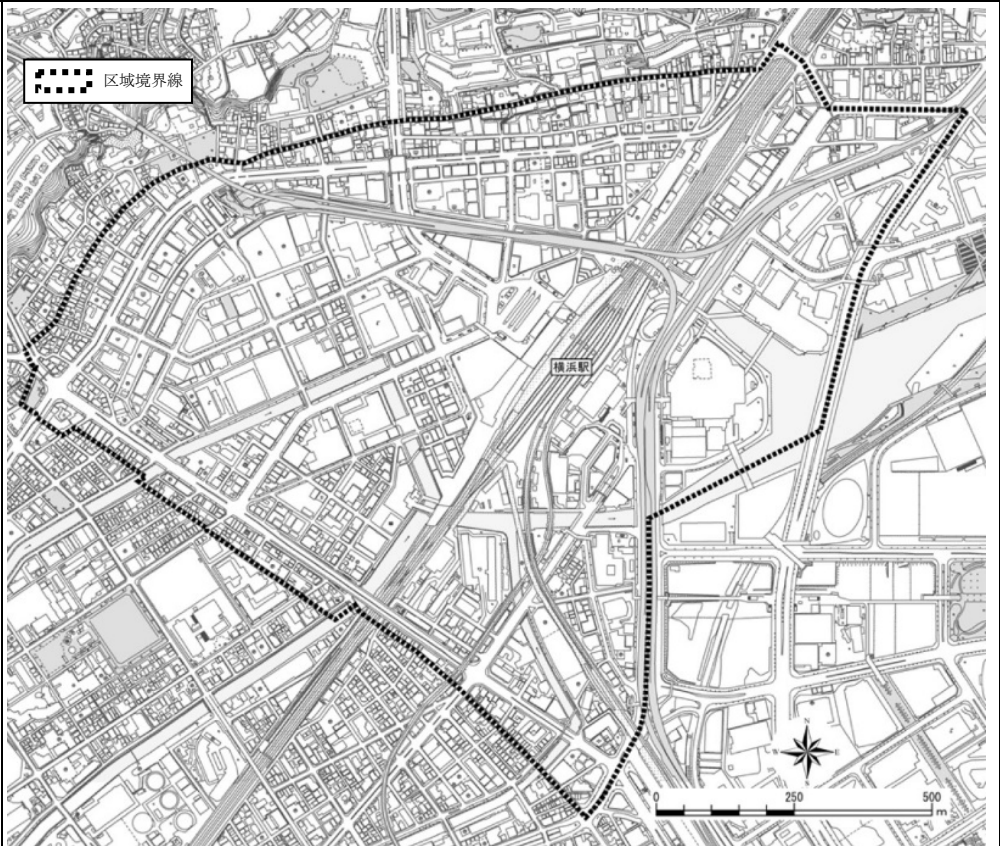
(附置義務駐車施設等を設置できる範囲)

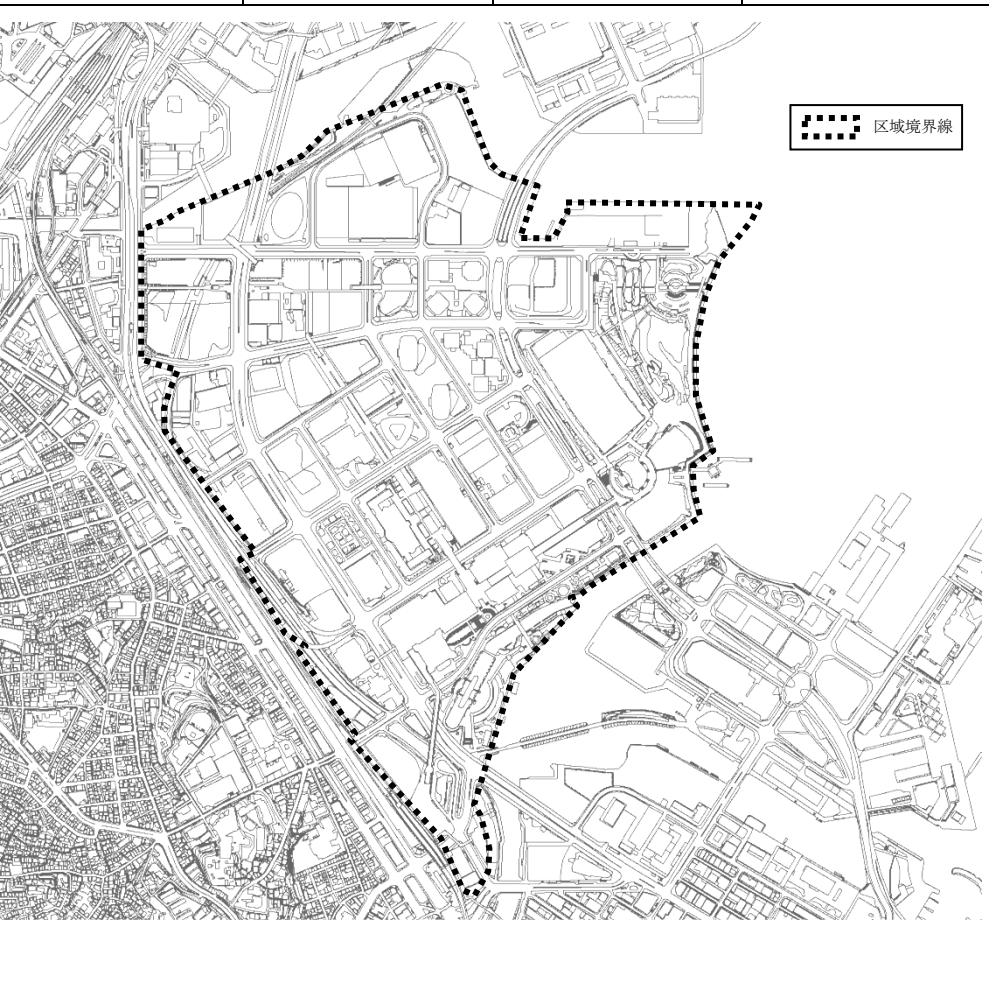
第11条 条例第4条から第6条の3までの規定により駐車施設等を附置する者は、その敷地内に都市計画で定められた道路が含まれる場合においては、その道路内に駐車施設等を設置しないものとする。ただし、条例第4条から第6条の3までの規定により算出した台数を超える駐車施設等の部分については、この限りでない。

附 則

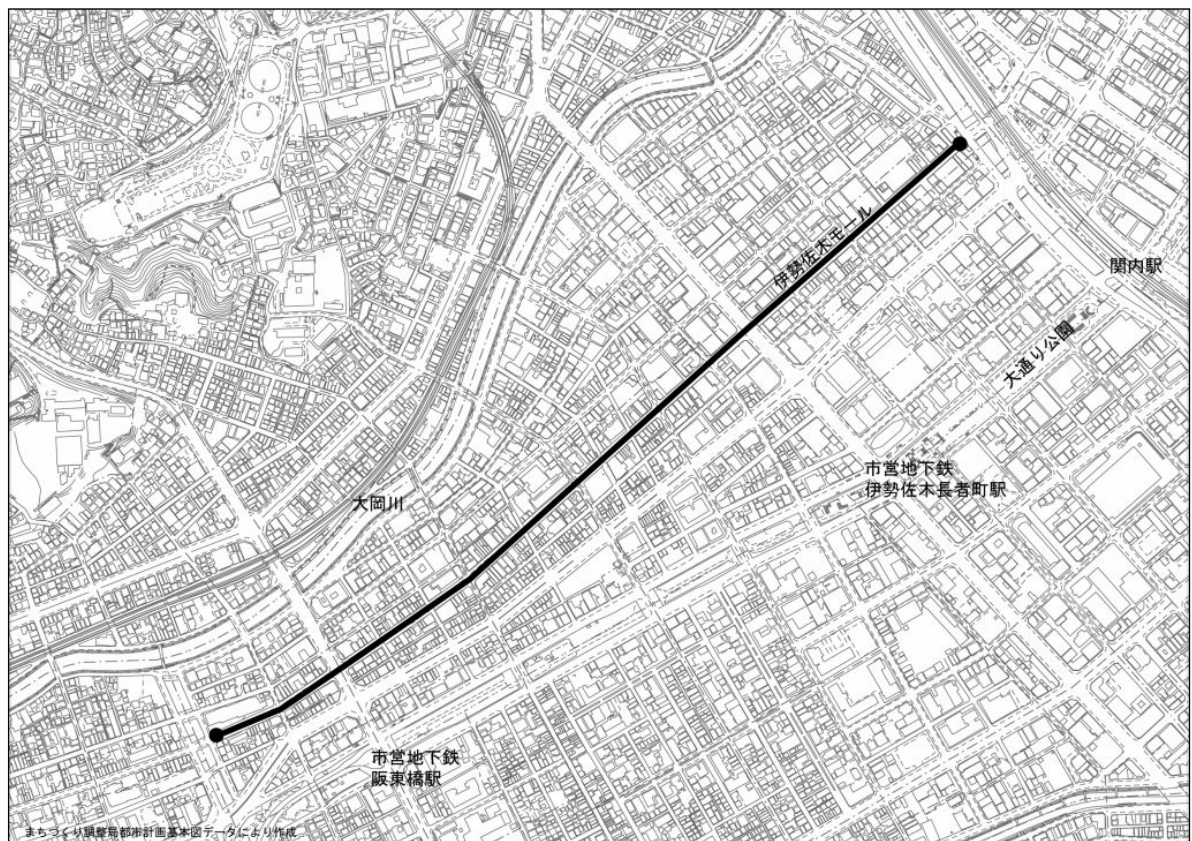
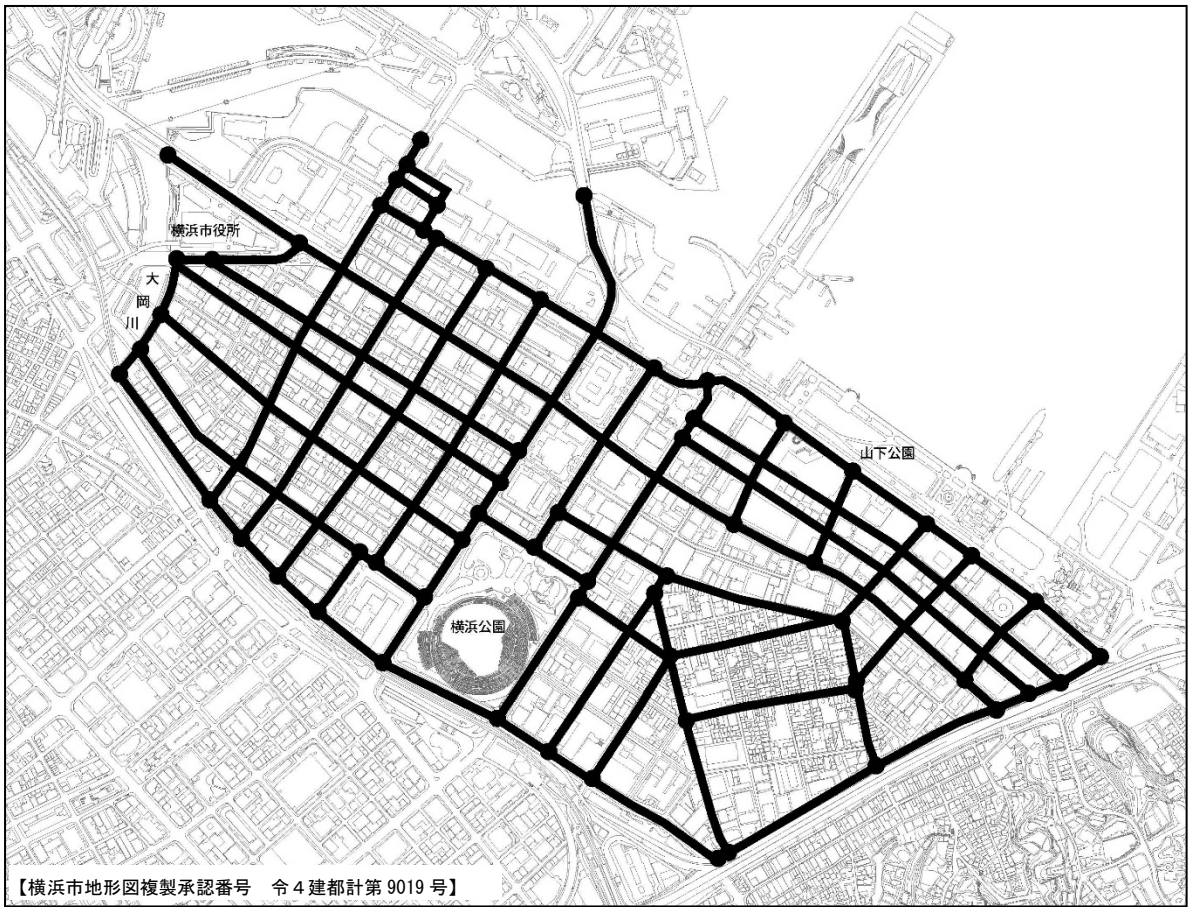
この取扱基準は、令和4年12月26日から施行する。

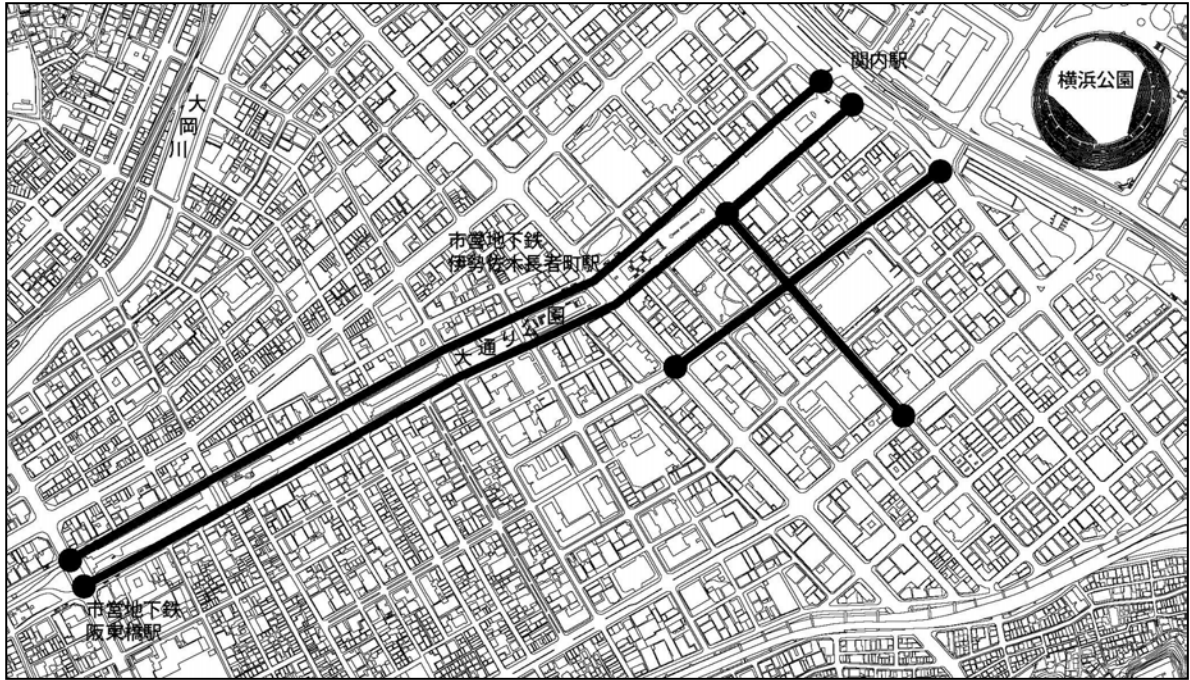
別表

(1)	条例第4条中 表(1)欄	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域		
	条例第4条中 表(4)欄	百貨店その他の店舗、飲食店又は事務所の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、飲食店又は事務所を除く。）に供する部分	非特定用途に供する部分
	条例第4条中 表(5)欄	300 平方メートル	250 平方メートル	550 平方メートル
	適用区域			

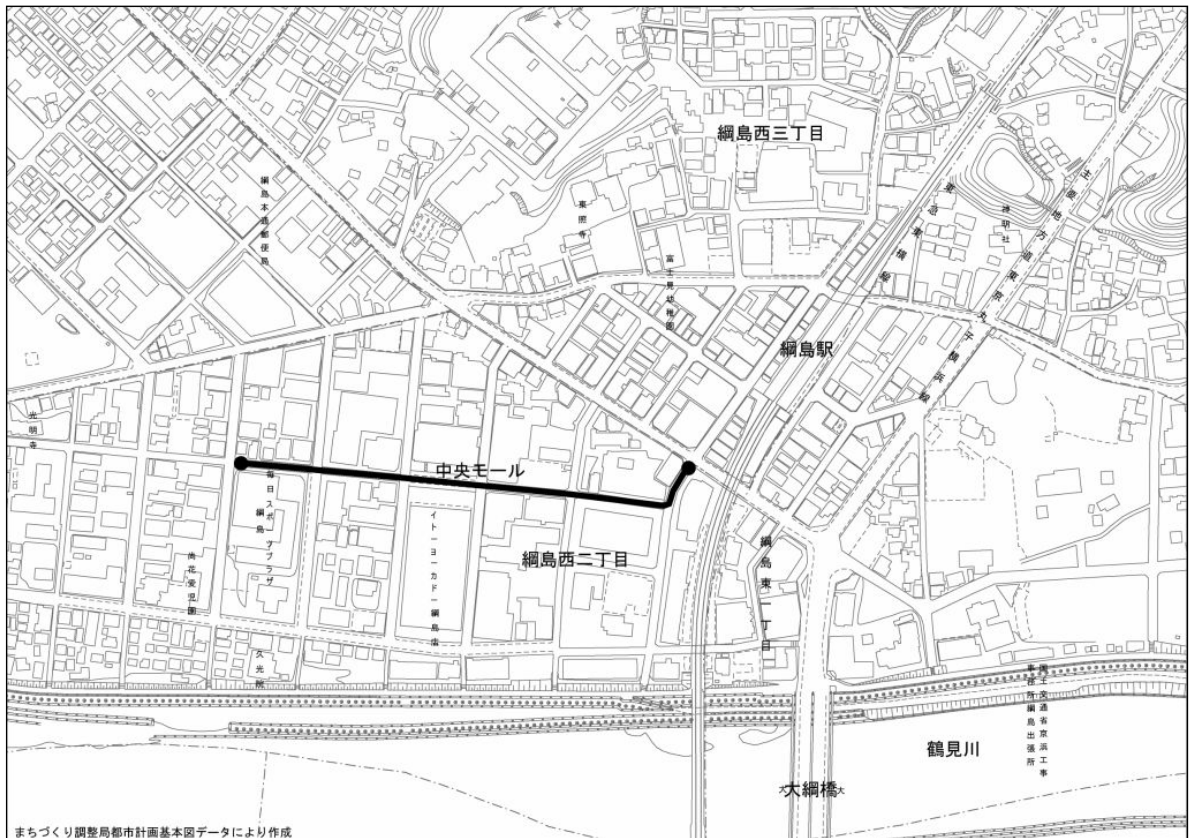
(2)	条例第4条中 表(1)欄	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域			
	条例第4条中 表(4)欄	事務所の用途に 供する部分	百貨店その他の 店舗の用途に供 する部分	特定用途(百貨店 その他の店舗又 は事務所を除 く。)に供する部 分	非特定用途に供 する部分
	条例第4条中 表(5)欄	400 平方メートル	200 平方メートル	250 平方メートル	550 平方メートル
	適用区域				

別図1

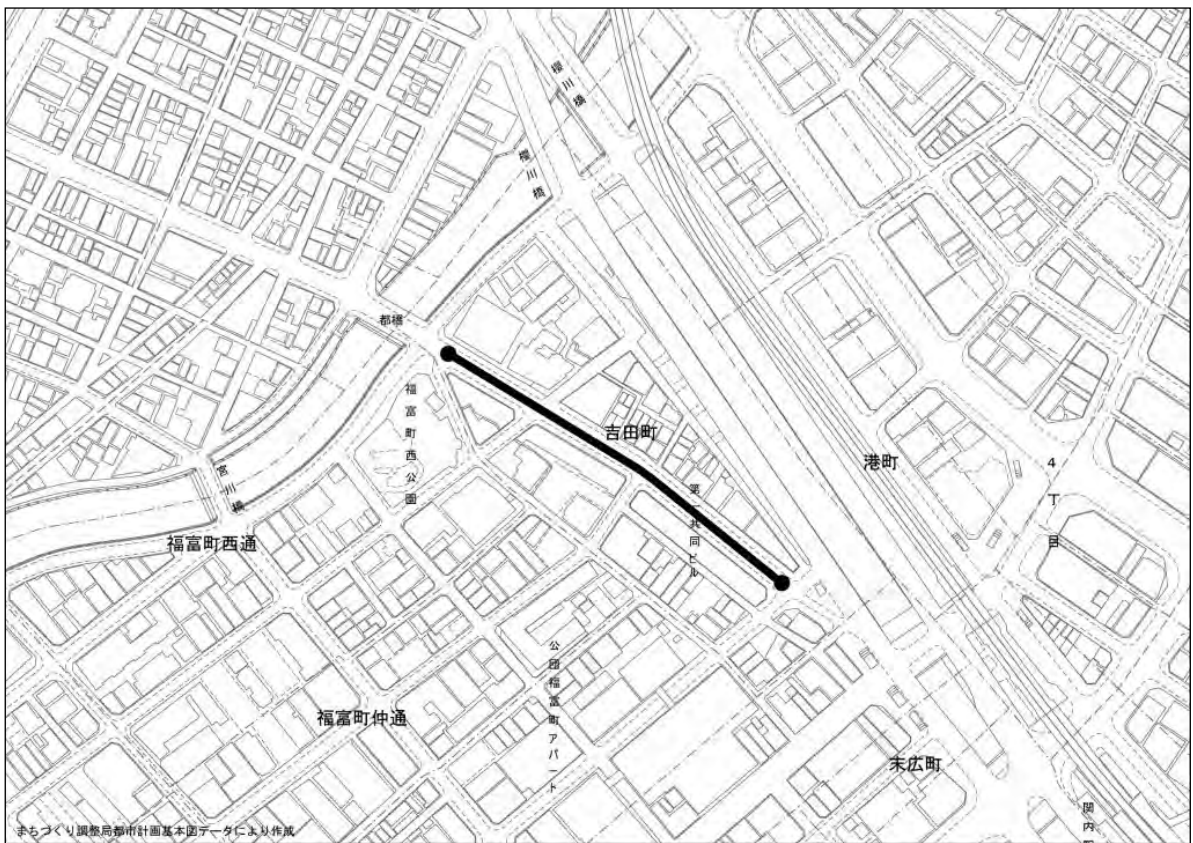
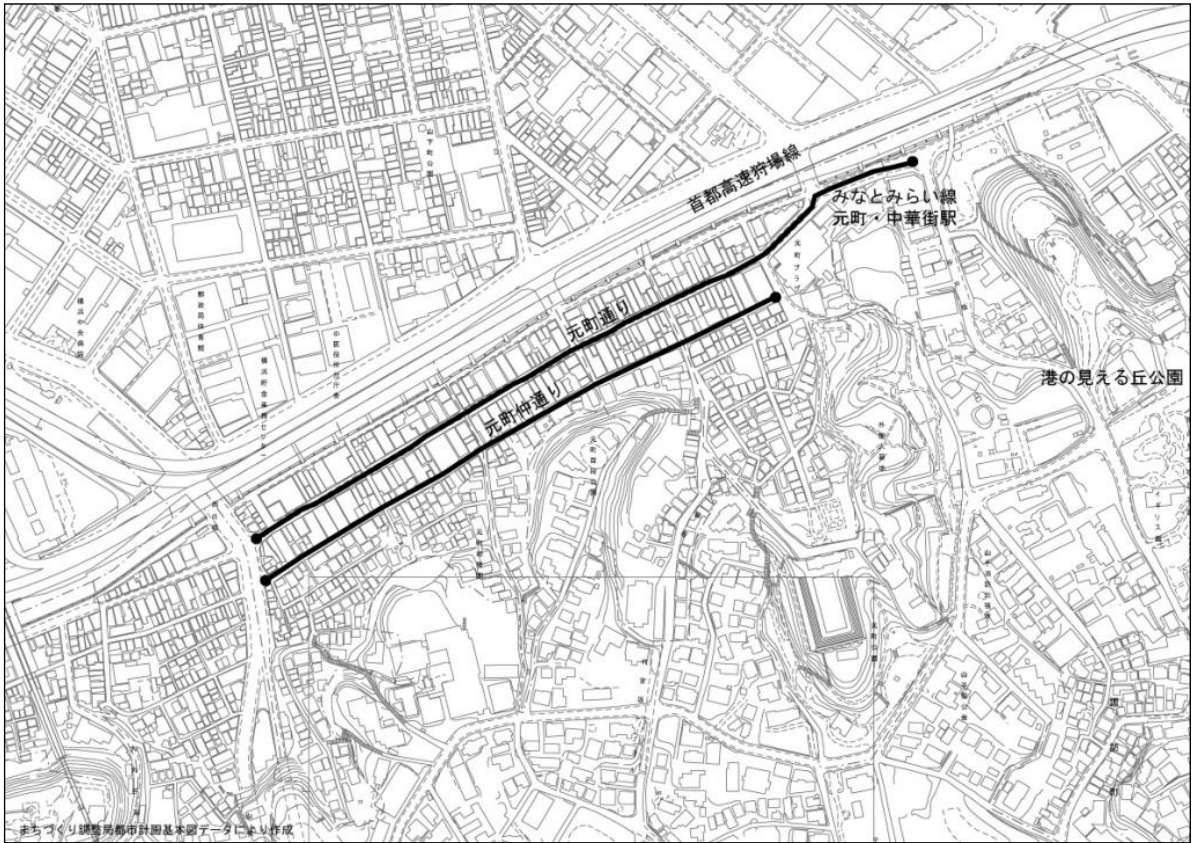




【横浜市地形図複製承認番号 令3建都計第9019号】



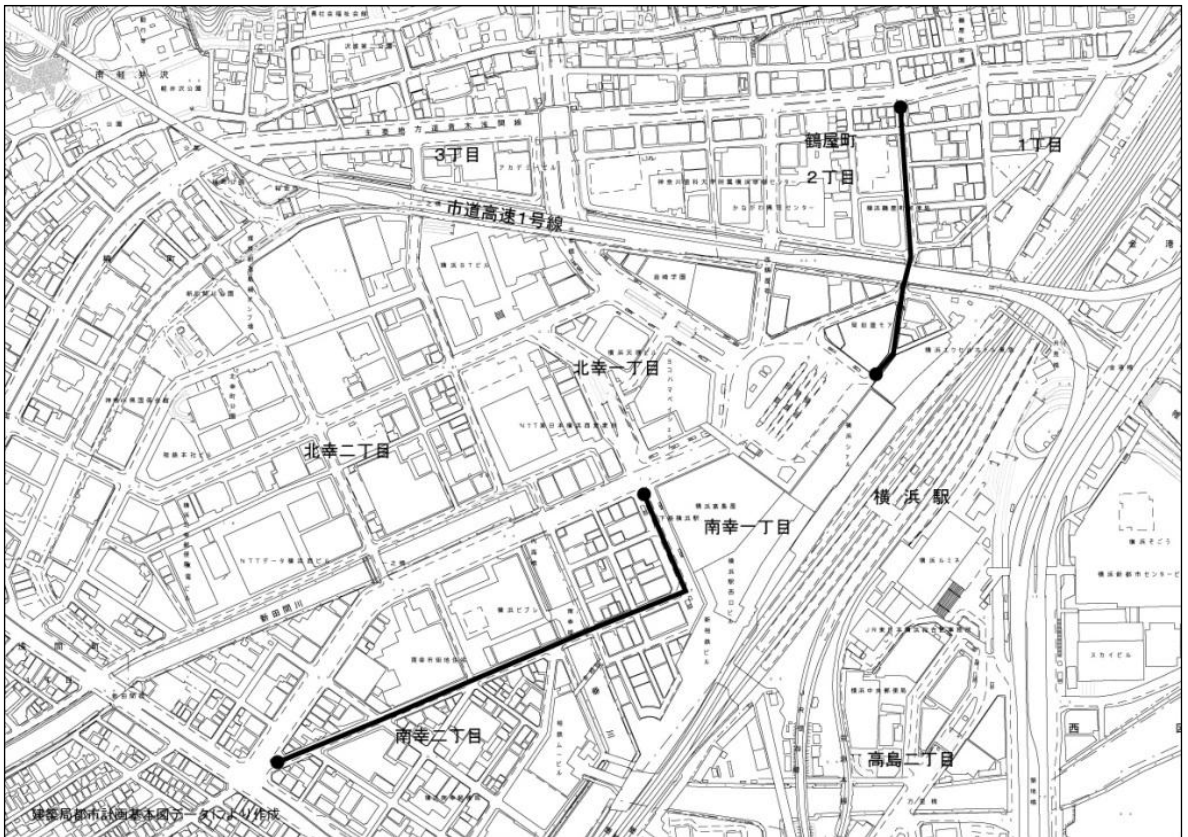
まちづくり調整局都市計画基本図データにより作成



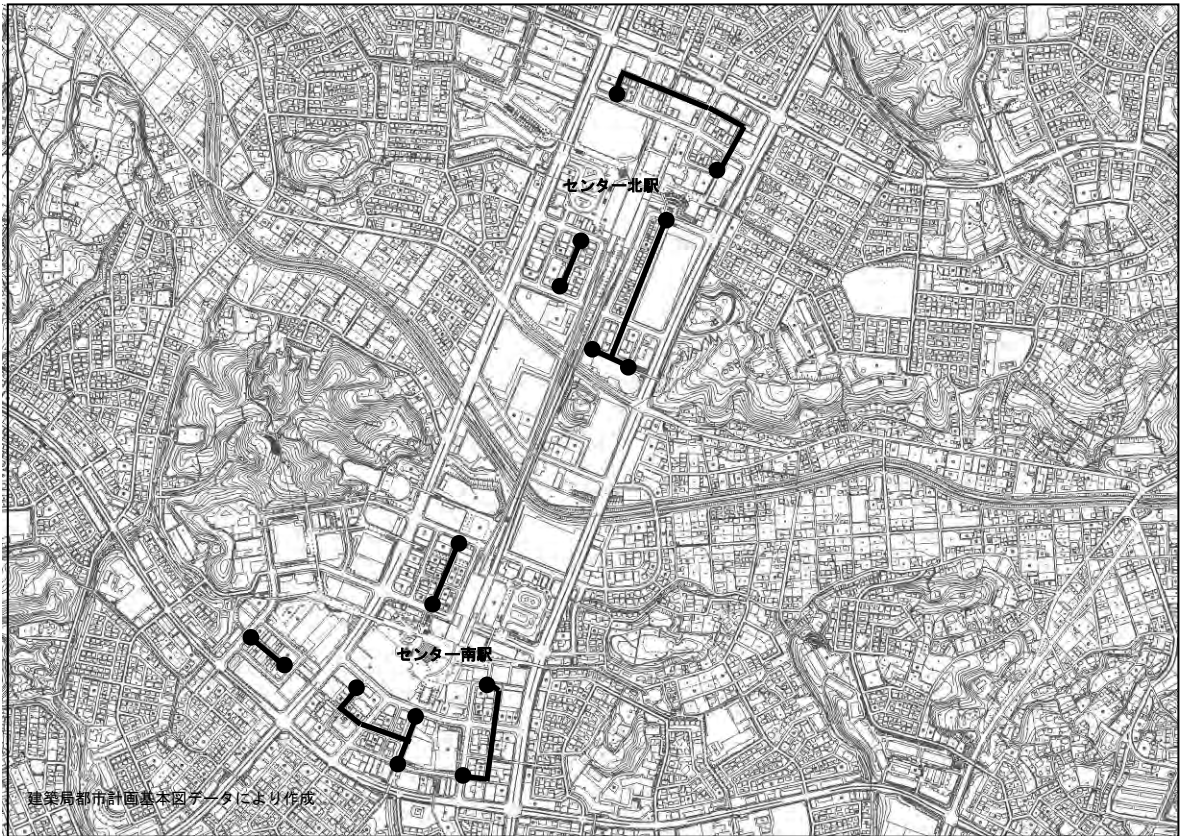
【横浜市地形図複製承認番号 平 19 まち都計第 2001 号】



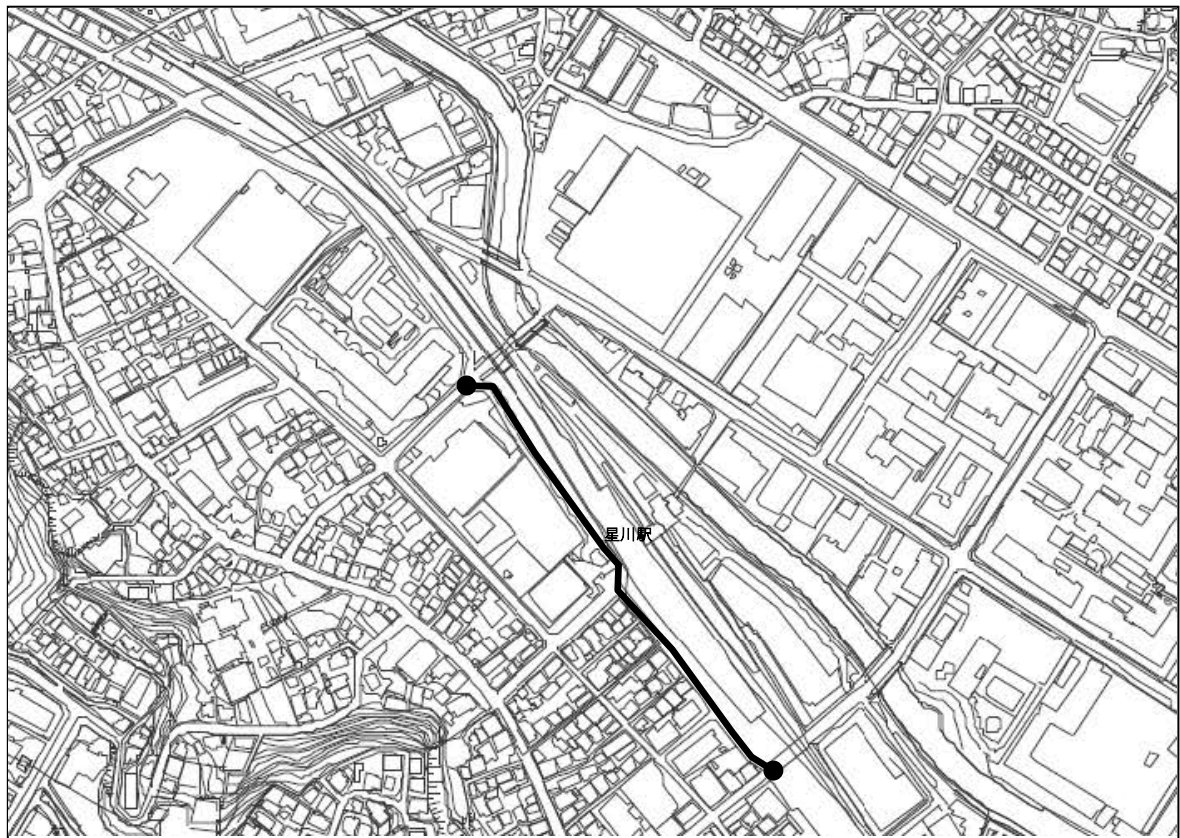
【横浜市地形図複製承認番号 平19まち都計第2518号】



【横浜市地形図複製承認番号 平21まち都計第3314号】



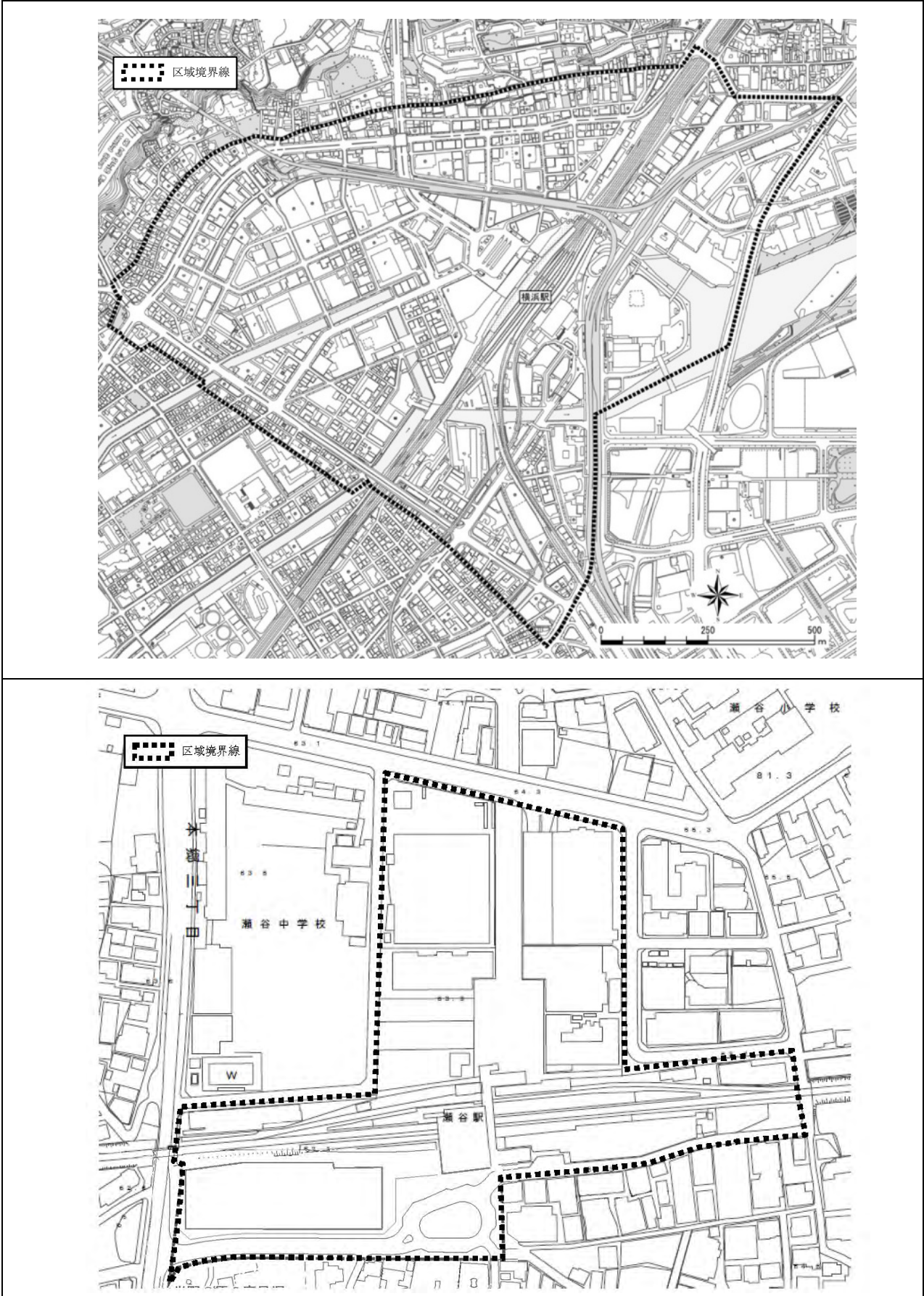
【横浜市地形図複製承認番号 平 24 建都計第 9026 号】

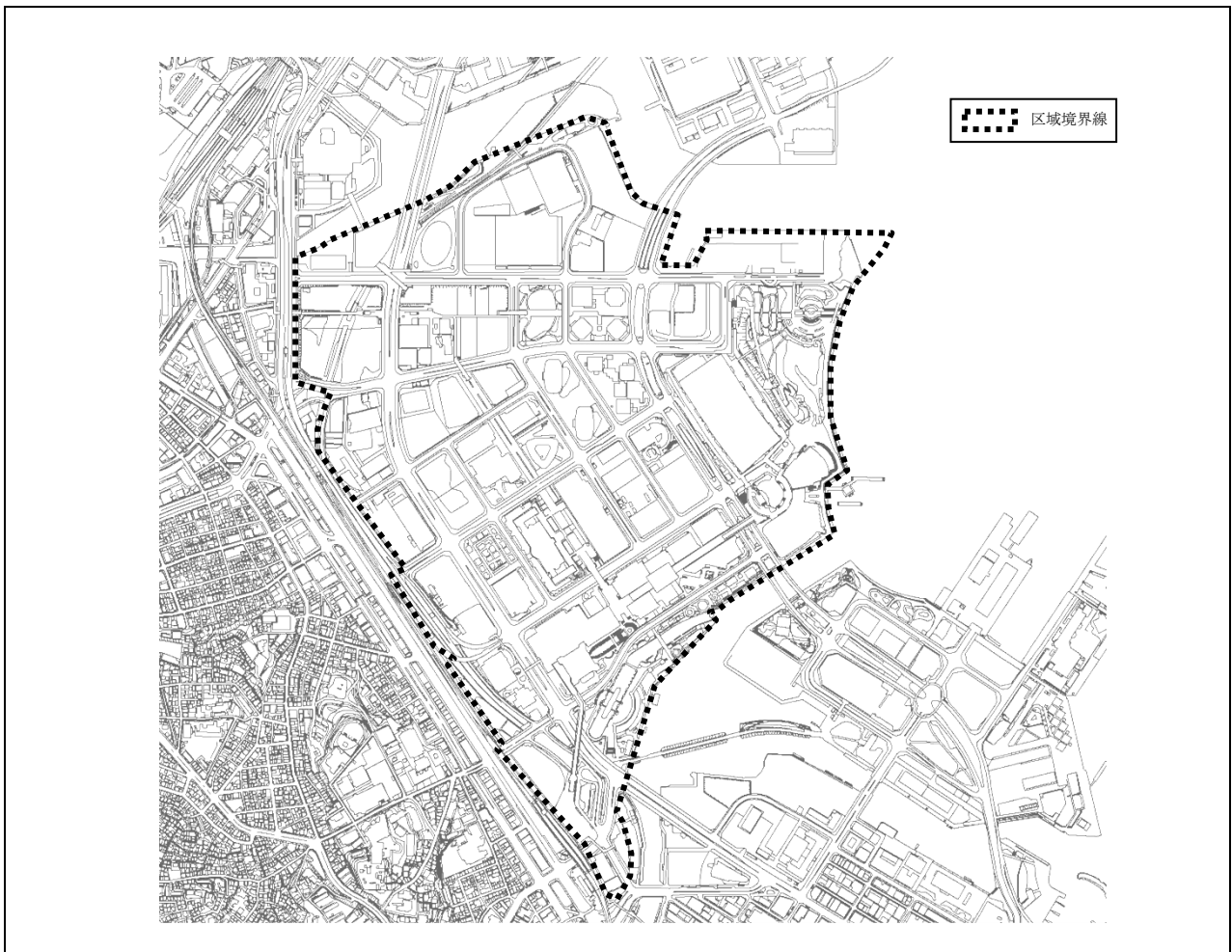


【横浜市地形図複製承認番号 令 2 建都計第 9027 号】

●—● …… 横浜市駐車場条例取扱基準第 3 条(1)により定める道路

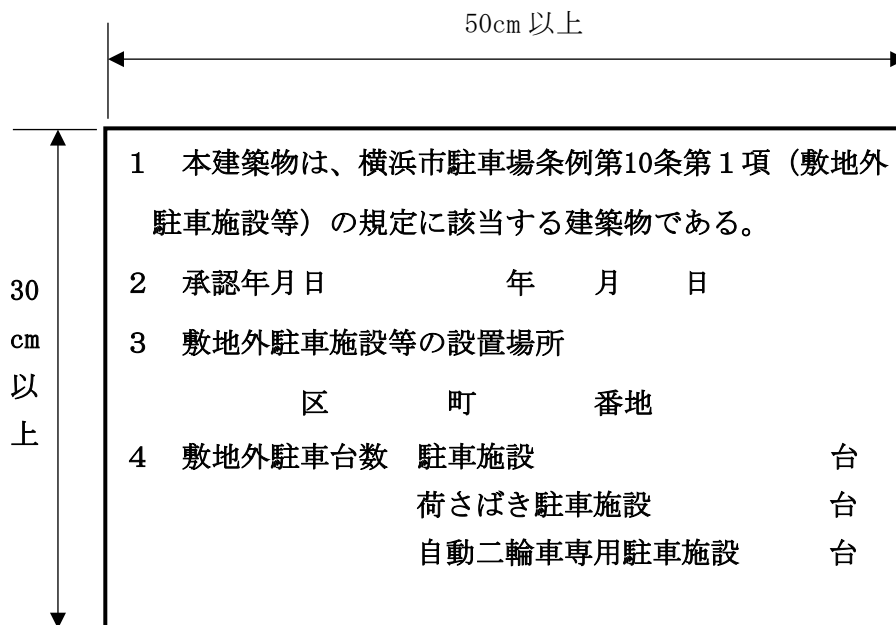
別図2





別記様式（取扱基準第10条）

敷地外駐車施設等の表示板



横浜市駐車場条例改正(令和8年2月) 新旧対照表

改正前						改正後							
<p>(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第4条 次表の(1)の項に掲げる地区又は地域内において、同表の(2)の項に掲げる面積が、同表の(3)の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち同表の(4)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(5)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積(自動車の駐車のための施設(以下「駐車施設」という。)、専ら道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。))の駐車のための施設(以下「自動二輪車専用駐車施設」という。))並びに共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下同じ。)が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(6)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)の台数以上の自動車が駐車することができる規模を有する駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、同表の(1)の項に掲げる地区又は地域内で市長が別に駐車施設の附置に係る基準を定める区域において、当該基準に定めるところにより駐車施設を附置した者は、この条本文の規定により附置しなければならない駐車施設を附置したものとみなす。</p>						<p>(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第4条 次表の(1)の項に掲げる地区又は地域内において、同表の(2)の項に掲げる建築物の部分の床面積が2,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち同表の(3)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(4)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積(自動車の駐車のための施設(以下「駐車施設」という。)、専ら道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。))の駐車のための施設(以下「自動二輪車専用駐車施設」という。))、<u>自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第2条第3号に規定する自転車等駐車場(以下「自転車等駐車場」という。))</u>並びに共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下同じ。)が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(5)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)の台数以上の自動車が駐車することができる規模を有する駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、同表の(1)の項に掲げる地区又は地域内で市長が別に駐車施設の附置に係る基準を定める区域において、当該基準に定めるところにより駐車施設を附置した者は、この条本文の規定により附置しなければならない駐車施設を附置したものとみなす。</p>							
(省略)						(省略)							
(2)	特定用途(法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。)に供する部分の床面積と、非特定用途(特定用途以外の用途(共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿を除く。)をいう。以下同じ。)に供する部分の床面積に0.5を乗じて得た面積との合計の面積			特定用途に供する部分の床面積			(2)	特定用途(法第20条第1項に規定する特定用途のうち共同住宅を除いたものをいう。以下同じ。)(事務所、倉庫及び工場を除く。)に供する部分			特定用途に供する部分		
(3)	1,000平方メートル			2,000平方メートル			(削る)						
(4)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗を除く。)に供する部分	非特定用途に供する部分	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	倉庫又は工場の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、倉庫及び工場を除く。)に供する部分	(3)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、 <u>事務所、倉庫及び工場</u> を除く。)に供する部分	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	倉庫又は工場の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、倉庫及び工場を除く。)に供する部分	

(5)	200 平方メートル	250 平方メートル	<u>550 平方メートル</u>	200 平方メートル	<u>300 平方メートル</u>	250 平方メートル	(4)	200 平方メートル	250 平方メートル	200 平方メートル	<u>400 平方メートル</u>	250 平方メートル
(6)	(省略)						(5)	(省略)				
<p>(備考)</p> <p>(2)の項に規定する特定用途に供する部分及び非特定用途に供する部分並びに(4)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設並びに共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿の用途に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。</p>							<p>(備考)</p> <p>(2)の項及び(3)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設及び自転車等駐車場の用に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。</p>					
<p>(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)</p> <p>第4条の2 駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域又は周辺地区若しくは自動車ふくそう地区内において、特定用途に供する部分の床面積が3,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち次表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)の台数(10台を超える場合は、10台とする。)以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、建築物の構造又は敷地の位置、規模等から荷さばきのための駐車施設を附置することが著しく困難であると市長が認める場合においては、この限りでない。</p>							<p>(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)</p> <p>第4条の2 駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域又は周辺地区若しくは自動車ふくそう地区内において、特定用途に供する部分(駐車施設、自動二輪車専用駐車施設及び自転車等駐車場の用に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。以下同じ。)の床面積が3,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち次表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)の台数(10台を超える場合は、10台とする。)以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、建築物の構造又は敷地の位置、規模等から荷さばきのための駐車施設を附置することが著しく困難であると市長が認める場合においては、この限りでない。</p>					
(省略)							(省略)					
<p>(備考)</p> <p>(1)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設並びに共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿の用途に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。</p>							<p>(備考)</p> <p>(1)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設及び自転車等駐車場の用に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。</p>					
(第2項省略)							(第2項省略)					
<p>(建築物の新築の場合の自動二輪車専用駐車施設の附置)</p> <p>第4条の3 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において、特定用途に供する部分の床面積が1,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち次表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)の台数以上の特定</p>							<p>(建築物の新築の場合の自動二輪車専用駐車施設の附置)</p> <p>第4条の3 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において、特定用途(事務所、倉庫及び工場を除く。)に供する部分(駐車施設、自動二輪車専用駐車施設及び自転車等駐車場の用に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。)の床面積が2,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち次表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合</p>					

<p>自動二輪車が駐車することができる規模を有する自動二輪車専用駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="222 352 1466 520"> <tr> <td data-bbox="222 352 290 457">(1)</td> <td data-bbox="290 352 884 457">百貨店その他の店舗 <u>又は事務所</u> の用途に供する部分</td> <td data-bbox="884 352 1466 457">特定用途（百貨店その他の店舗 <u>及び事務所</u> を除く。）に供する部分</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="222 457 1466 520" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </table> <p>(備考) (1)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設 <u>並びに共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿の用途</u> に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。</p>	(1)	百貨店その他の店舗 <u>又は事務所</u> の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗 <u>及び事務所</u> を除く。）に供する部分	(省略)			<p>においては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)の台数以上の特定自動二輪車が駐車することができる規模を有する自動二輪車専用駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1534 352 2772 520"> <tr> <td data-bbox="1534 352 1602 457">(1)</td> <td data-bbox="1602 352 2190 457">百貨店その他の店舗の用途に供する部分</td> <td data-bbox="2190 352 2772 457">特定用途（百貨店その他の店舗、<u>事務所、倉庫及び工場</u> を除く。）に供する部分</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1534 457 2772 520" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </table> <p>(備考) (1)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設 <u>及び自転車等駐車場の用</u> に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。</p>	(1)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、 <u>事務所、倉庫及び工場</u> を除く。）に供する部分	(省略)		
(1)	百貨店その他の店舗 <u>又は事務所</u> の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗 <u>及び事務所</u> を除く。）に供する部分											
(省略)													
(1)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、 <u>事務所、倉庫及び工場</u> を除く。）に供する部分											
(省略)													
<p>(大規模な事務所、倉庫及び工場の特例)</p> <p>第5条 <u>前3条</u>の規定にかかわらず、次表の(1)の項に掲げる地区又は地域内に同表の(2)の項に掲げる用途のいずれかに供する部分の床面積が10,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者について第4条、<u>第4条の2第1項又は前条</u>の規定を適用する場合には、<u>第4条の表の(4)の項、第4条の2第1項の表の(1)の項又は前条の表の(1)の項</u>に掲げる建築物の部分の床面積は、当該部分の床面積のうち10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じて得た面積の合計に、10,000平方メートルを加えて得た数値の面積とする。</p> <p style="text-align: center;">(表省略)</p>	<p>(大規模な事務所、倉庫及び工場の特例)</p> <p>第5条 <u>第4条及び第4条の2</u>の規定にかかわらず、次表の(1)の項に掲げる地区又は地域内に同表の(2)の項に掲げる用途のいずれかに供する部分 <u>(駐車施設、自動二輪車専用駐車施設及び自転車等駐車場の用に供する部分を除くものとする。)</u>の床面積が10,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者について第4条 <u>又は第4条の2第1項</u>の規定を適用する場合には、<u>第4条の表の(3)の項又は第4条の2第1項の表の(1)の項</u>に掲げる建築物の部分の床面積は、当該部分の床面積のうち10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じて得た面積の合計に、10,000平方メートルを加えて得た数値の面積とする。</p> <p style="text-align: center;">(表省略)</p>												
<p>(建築物の増築又は用途変更の場合の自動二輪車専用駐車施設の附置)</p> <p>第6条の3 建築物の増築又は用途変更をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築したものとみなし第4条の3 <u>及び第5条</u>の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築したものとみなし <u>これら</u>の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数を減じて得た台数（増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている自動二輪車専用駐車施設の駐車台数が、増築又は用途変更前の建築物に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数を上回っている場合は、その上回っている分の台数を控除する。）以上の特定自動二輪車が駐車することができる規模の自動二輪車専用駐車施設を、当該増築又は用途変更に係る建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。</p>	<p>(建築物の増築又は用途変更の場合の自動二輪車専用駐車施設の附置)</p> <p>第6条の3 建築物の増築又は用途変更をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築したものとみなし第4条の3の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築したものとみなし <u>同条</u>の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数を減じて得た台数（増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている自動二輪車専用駐車施設の駐車台数が、増築又は用途変更前の建築物に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数を上回っている場合は、その上回っている分の台数を控除する。）以上の特定自動二輪車が駐車することができる規模の自動二輪車専用駐車施設を、当該増築又は用途変更に係る建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。</p>												
<p>(適用の除外)</p>	<p>(適用の除外)</p>												

第8条 次のいずれかに該当する建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者については、第4条から第6条の3までの規定は、適用しない。

(第(1)号及び第(2)号省略)

(3) 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において非特定用途に供する建築物で、市長が特に駐車施設を附置する必要がないと認めたもの

(駐車施設等の附置の特例)

第10条 第4条から第6条の3までの規定の適用を受ける建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者は、その建築物の構造又は敷地の位置、規模等により、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合その他市長が特にやむを得ないと認める場合においては、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設等を附置しないことができる。この場合において、当該新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者は、その建築物の敷地からおおむね 300メートル以内の場所に駐車施設等を設けなければならない。

(第2項及び第3項省略)

4 (本文省略)

5 (本文省略)

第8条 次のいずれかに該当する建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者については、第4条から第6条の3までの規定は、適用しない。

(第(1)号及び第(2)号省略)

(削る)

(駐車施設等の附置の特例)

第10条 第4条から第6条の3までの規定の適用を受ける建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者は、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合においては、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設等を附置しないことができる。この場合において、当該新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者は、その建築物の敷地からおおむね 500メートル以内の場所に駐車施設等を設けなければならない。

(第2項及び第3項省略)

4 第4条、第4条の3、第5条(第4条の規定を適用する場合に限る。)、第6条、第6条の3又は前3項の規定により設けられた駐車施設等(第2項の規定により2以上の建築物のために一団として設けられたものを含む。)(前3項の規定により設けられたものにあつては、荷さばきのための駐車施設を除く。)の利用状況に照らして、当該駐車施設等についてこれらの規定により算出した駐車台数よりも少ない台数とすることによって土地の有効な利用に資し、かつ、交通の安全及び円滑化が阻害されるおそれがないと市長が認める場合は、当該駐車施設等の駐車台数を、当該算出した駐車台数から市長が認める限度の駐車台数を控除した駐車台数とすることができる。

5 前項の規定の適用に係る第7項の承認を受けた場合において、当該承認に係る建築物が除却された後の当該建築物と同一の敷地に、第4条、第4条の3又は第5条(第4条の規定を適用する場合に限る。)の規定の適用を受ける建築物であつて市長が別に定める要件に該当するものを新築するときは、その建築物又はその建築物の敷地内に附置する駐車施設等の駐車台数を、これらの規定により算出した駐車台数から、土地の有効な利用に資し、かつ、交通の安全及び円滑化が阻害されるおそれがないと市長が認める限度の駐車台数を控除した駐車台数とすることができる。

6 (本文省略)

7 (本文省略)

8 第5項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定める期間内に、同項の規定の適用に係る前項の承認(変更の承認を除く。)を受けなければならない。この場合において、当該期間内に当該承認に係る建築物について建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請書を提出しなかったときは、当該承認は、その効力を失う。

<p>(駐車施設等の構造等)</p> <p>第 11 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)</p> <p>4 第 4 条の 3、<u>第 5 条</u>、第 6 条の 3 又は前条の規定により設けなければならない自動二輪車専用駐車施設の特定自動二輪車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数 1 台につき幅 1 メートル以上、奥行 2.3 メートル以上とし、特定自動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。</p> <p>(第 5 項及び第 6 項省略)</p>	<p>(駐車施設等の構造等)</p> <p>第 11 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)</p> <p>4 第 4 条の 3、第 6 条の 3 又は前条の規定により設けなければならない自動二輪車専用駐車施設の特定自動二輪車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数 1 台につき幅 1 メートル以上、奥行 2.3 メートル以上とし、特定自動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。</p> <p>(第 5 項及び第 6 項省略)</p>
<p>(駐車施設等の管理)</p> <p>第 12 条 第 4 条から第 6 条の 3 まで又は第 10 条の規定により設けられた駐車施設等の所有者又は管理者 (<u>第 10 条第 5 項</u>の規定により市長の承認を受けた者を含む。次条及び第 14 条第 1 項において同じ。) は、当該駐車施設等をその設置の目的に適合するように維持管理しなければならない。</p> <p><u>(定期報告)</u></p> <p>第 12 条の 2 第 10 条第 1 項<u>から第 4 項まで</u>の規定により設けられた駐車施設等の所有者又は管理者は、当該駐車施設等の維持管理の状況について、毎年度<u>規則の定めるところにより</u>、市長に報告しなければならない。</p>	<p>(駐車施設等の管理)</p> <p>第 12 条 第 4 条から第 6 条の 3 まで又は第 10 条の規定により設けられた駐車施設等の所有者又は管理者 (<u>同条第 7 項</u>の規定により市長の承認を受けた者を含む。次条、<u>第 12 条の 3</u> 及び第 14 条第 1 項において同じ。) は、当該駐車施設等をその設置の目的に適合するように維持管理しなければならない。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(定期報告)</u></p> <p>第 12 条の 2 第 10 条第 1 項の規定により設けられた駐車施設等の所有者又は管理者は、当該駐車施設等の維持管理の状況について、毎年度<u>市長が指定する日までに</u>、市長に報告しなければならない。</p> <p><u>第 12 条の 3 第 10 条第 4 項の規定の適用に係る同条第 7 項の承認を受けた場合にあっては当該承認を受けて駐車台数を変更した駐車施設等の供用を開始した日から、同条第 5 項の規定の適用に係る同条第 7 項の承認を受けた場合にあっては当該承認に係る駐車施設等の供用を開始した日から起算して 5 年を経過する日までの間、同条第 4 項又は第 5 項の規定により設けられた駐車施設等の所有者又は管理者は、継続して当該駐車施設等の利用状況を調査し、当該調査の結果について、毎年 1 回市長が指定する日までに、市長に報告しなければならない。</u></p>
<p>第 16 条 (第 1 項及び第 2 項省略)</p> <p>3 <u>第 10 条第 5 項</u>の規定に違反した者は、100,000 円以下の罰金に処する。</p>	<p>第 16 条 (第 1 項及び第 2 項省略)</p> <p>3 <u>第 10 条第 7 項</u>の規定に違反した者は、100,000 円以下の罰金に処する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定、第 12 条の改正規定、第 12 条の 2 の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に 1 条を加える改正規定及び第 16 条第 3 項の改正規定並びに次項の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

横浜市駐車場条例施行規則改正（令和8年3月） 新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>(駐車施設等を附置する必要がない建築物)</u></p> <p><u>第2条</u> 条例第8条第3号に規定する建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒又は学生のための寄宿舎</u></p> <p>(2) <u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物</u></p> <p>(3) <u>熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設</u></p> <p>(4) <u>その他その性質上又は用途上自動車の駐車需要を生じさせないと認められる建築物</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>
<p>(駐車施設等の附置の特例に関する基準)</p> <p><u>第3条</u> (本文省略)</p>	<p>(駐車施設等の附置の特例に関する基準)</p> <p><u>第2条</u> (本文省略)</p>
<p>(駐車部分の規模の特例が適用される建築物)</p> <p><u>第4条</u> 条例第11条第2項に規定する市長が特に必要があると認める建築物は、次に掲げるものとする。ただし、増築又は用途変更に係る建築物で、当該増築又は用途変更の際現に同項に規定する規模の車いす使用者のための自動車の駐車の用に供する部分が設けられているものを除く。</p> <p>(1) <u>学校（専修学校及び各種学校を含む。）、博物館、美術館、図書館、病院、診療所、公会堂、集会場、公衆浴場又は児童福祉施設等</u>の用途に供する部分を有する建築物で、当該用途に供する部分の床面積が1,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) (本文省略)</p>	<p>(駐車部分の規模の特例が適用される建築物)</p> <p><u>第3条</u> 条例第11条第2項に規定する市長が特に必要があると認める建築物は、次に掲げるものとする。ただし、増築又は用途変更に係る建築物で、当該増築又は用途変更の際現に同項に規定する規模の車いす使用者のための自動車の駐車の用に供する部分が設けられているものを除く。</p> <p>(1) 博物館、美術館、病院、公会堂 <u>又は集会場</u>の用途に供する部分を有する建築物で、当該用途に供する部分の床面積が1,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) (本文省略)</p>
<p>(駐車施設等の出口及び入口)</p> <p><u>第5条</u> (本文省略)</p>	<p>(駐車施設等の出口及び入口)</p> <p><u>第4条</u> (本文省略)</p>
<p>(車路の幅員の基準)</p> <p><u>第5条の2</u> (本文省略)</p>	<p>(車路の幅員の基準)</p> <p><u>第5条</u> (本文省略)</p>
<p>(委任)</p> <p>第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、<u>都市整備局長</u>が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、<u>道路・交通政策局長</u>が定める。</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

横浜市駐車場条例取扱基準改正（令和 8 年 3 月） 新旧対照表

改 正 前					改 定 後				
（駐車施設の附置に関する基準）					（駐車施設の附置に関する基準）				
第 2 条 条例第 4 条ただし書きに基づき、市長が別に定める基準とは、 同条中の表(4)欄及び(5)欄 に係るものとし、その区域及び基準については別表のとおりとする。					第 2 条 条例第 4 条ただし書きに基づき、市長が別に定める基準とは、 同条の表の(3)の項及び(4)の項 に係るものとし、その区域及び基準については別表のとおりとする。				
別表					別表				
(1)	条例第 4 条中 表(1)欄	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域							
	条例第 4 条中 表(4)欄	百貨店その他の店舗、 飲食店又は事務所 の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、 飲食店又は事務所 を除く。）に供する部分	非特定用途に供する部分					
	条例第 4 条中 表(5)欄	300 平方メートル	250 平方メートル	550 平方メートル					
	適用区域	（図略）							
(2)	条例第 4 条中 表(1)欄	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域							
	条例第 4 条中 表(4)欄	事務所の用途に供する部分	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗又は 事務所 を除く。）に供する部分	非特定用途に供する部分				
	条例第 4 条中 表(5)欄	400 平方メートル	200 平方メートル	250 平方メートル	550 平方メートル				
	適用区域	（図略）							
(1)	条例第 4 条の 表の(1)の項	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域							
	条例第 4 条の 表の(3)の項	百貨店その他の店舗 又は飲食店 の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、 飲食店、事務所、倉庫及び工場 を除く。）に供する部分			(削る)			
	条例第 4 条の 表の(4)の項	300 平方メートル	250 平方メートル			(削る)			
	適用区域	（図略）							
(削る)	(削る)	(削る)							
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)					
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)					
(削る)	(削る)								

附 則

この取扱基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

届出及び相談窓口

横浜市建築局建築指導部市街地建築課

電話：045-671-4510

所在地：横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

編集・発行

横浜市道路・交通政策局交通政策部交通政策課

令和8年4月1日発行

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階

電話：045-671-3853 ファクス：045-663-3415

ウェブページ：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/chushajo/jorei/gimu.html>